

枚方市水道事業経営戦略

(中間見直し)

～中長期経営基本計画～

計画期間

平成 31 年度から令和 10 年度

(2019 年度から 2028 年度)

令和 6 (2024) 年 3 月

枚方市上下水道局

目 次

第1章 中間見直しの趣旨と位置づけ	1
1. 見直しの趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 経営戦略の位置づけ	1
4. 経営戦略の改定について	2
第2章 事業概要	3
1. 事業の現況	3
2. 水道料金	5
3. 組織体制	6
第3章 計画期間前期の取り組み	9
1. 浄水・配水施設	9
2. 水道管路	10
3. 経営健全化の取り組み（財政収支計画）	11
(1) 収益的収支	11
(2) 資本的収支	13
(3) 企業債残高	15
第4章 計画期間後期の状況	16
1. 経営健全化の取り組み（財政収支計画）	16
(1) 収益的収支	16
(2) 資本的収支	19
(3) 企業債残高	20
第5章 経営比較分析表を活用した現状分析	22
(1) 経常収支比率 / (2) 累積欠損金比率	22
(3) 流動比率(支払能力) / (4) 企業債残高対給水収益比率	23
(5) 料金回収率 / (6) 給水原価	24
(7) 施設利用率 / (8) 有収率	25
(9) 有形固定資産減価償却率 / (10) 管路経年化率	26
(11) 管路更新率	27

第6章 将来の事業環境 28

1. 給水人口の予測28
2. 水需要の予測.....28
3. 料金収入の見通し.....29
4. 施設の見通し.....30
5. 組織の見通し.....30
6. 広域化・広域連携の検討.....30
7. 将来の事業環境の見通しから見えてくる課題.....31

第7章 経営の重点方針 32

第8章 投資・財政計画(収支計画) 34

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明.....34
 - (1)収支計画のうち投資についての説明34
 - (2)収支計画のうち財源についての説明36
 - (3)収支計画のうち投資以外の経費についての説明38
2. 投資・財政計画(収支計画)38
3. 収支ギャップ解消に向けた取り組み.....42
 - (1)出資金の活用42
 - (2)水道施設・管路のスペックダウンや性能の検討42
 - (3)企業債のあり方の検討42
 - (4)民間活力の活用43
 - (5)「整備基本計画」及び「経営戦略」の見直し43
 - (6)事務事業の見直し43
 - (7)水道料金の改定43

第9章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項 44

用語解説

第1章 中間見直しの趣旨と位置づけ

1. 見直しの趣旨

本市の水道事業は、給水収益の漸減傾向が続くなか、施設の更新・改良・耐震化への取り組みを進めています。そのような状況のもと、「良質な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図ることを目的」として、平成 31 年 3 月に中長期の経営の基本計画となる「枚方市水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）」を策定しました。策定後、毎年度の決算時に評価・検証を行い、進捗管理を行ってきましたが、令和 5 年度で策定後 5 年目となることから、計画期間前期（平成 31 年度から令和 5 年度まで）の事後検証を行うとともに、計画期間後期（令和 6 年度から令和 10 年度まで）について、前期の検証結果や社会情勢等を反映した見直しを行います。

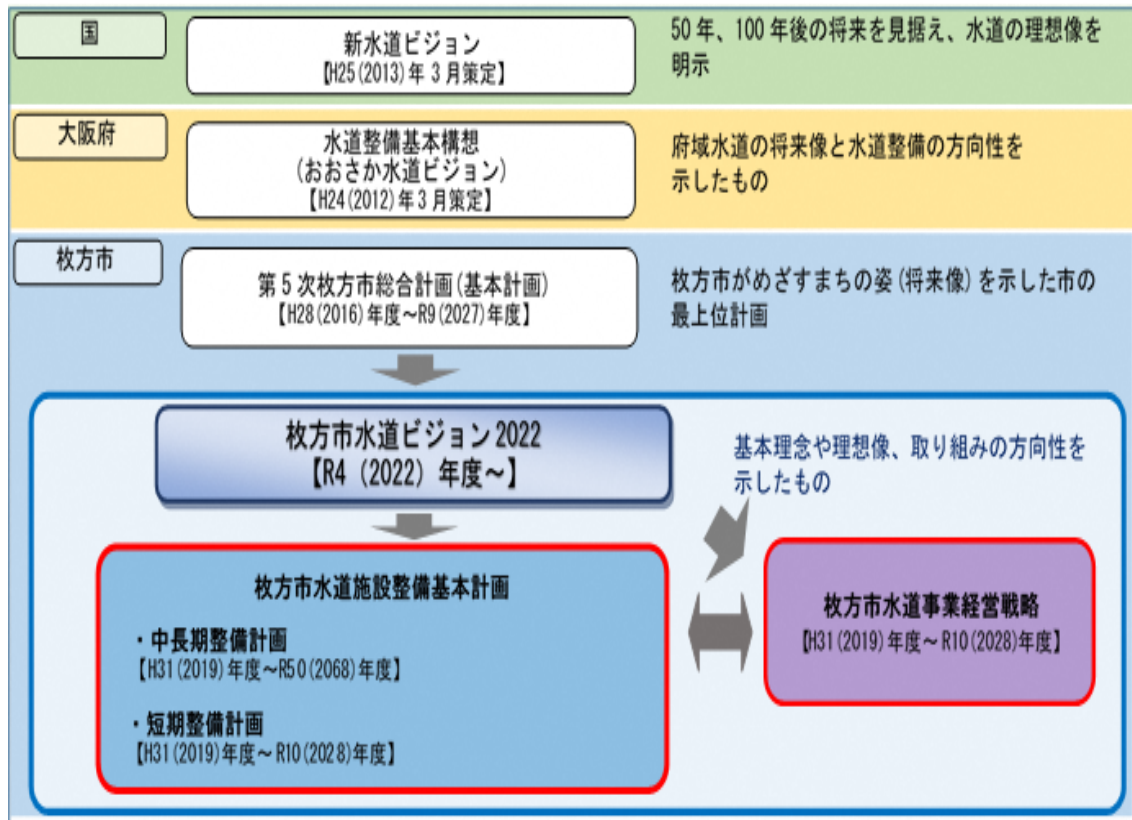
2. 計画期間

平成 31（2019）年度～令和 10（2028）年度（10 年間）

3. 経営戦略の位置づけ

「経営戦略」は、「枚方市総合計画」や当時の「枚方市上下水道ビジョン（令和 4 年 3 月に「枚方市水道ビジョン 2022」を策定）」の考え方を踏まえ、「信頼される水道」「満足される水道」「持続可能な水道」を目指し、「枚方市水道事業中期経営計画（計画期間：平成 25 年度～30 年度）」における財政収支計画の後継計画として策定しました。

「経営戦略」は、平成 30 年度に策定した中長期的な水道施設整備の基本方針や整備計画を定めた「枚方市水道施設整備基本計画（以下、「整備基本計画」という。）（計画期間：平成 31 年度～令和 50 年度）」の「短期整備計画（計画期間：平成 31 年度～令和 10 年度）」と整合を図り、中長期にわたる水道事業経営を見据えた内容とするため、今回、あわせて中間見直しを行うものです。



4. 経営戦略の改定について

「経営戦略」は、毎年度進捗管理を行うとともに、計画期間の5年度目に中間見直しを行い、10年度目に全面改定を行います。

また、必要に応じて、臨時的な見直しを行うものとします。

第2章 事業概要

1. 事業の現況

本市の水道事業は、昭和 7 年に水道事業創設の認可を取得し、水道施設の建設に着手して以降、行政区域の拡大や急激な人口増加、生活様式の変化などによる水需要の増加に対応するため、数次にわたる拡張事業を行ってきました。昭和 45 年には市内全域での給水を実現し、現在の給水人口は 395,280 人、総人口に対する普及率は 100%となっています。

(R5.3.31 現在)

供用開始年月日	昭和 8 年 8 月 16 日	計画給水人口	419,000 人
地方公営企業法 適用区分	全部適用 (昭和 35 年 4 月 1 日)	現在給水人口	395,280 人
有収水量密度	6.286 千 m ³ /ha	給水区域面積 1ha 当たりの年間有収水量 年間有収水量 40,938.09 千 m ³ ÷ 給水区域面積 6,512ha	

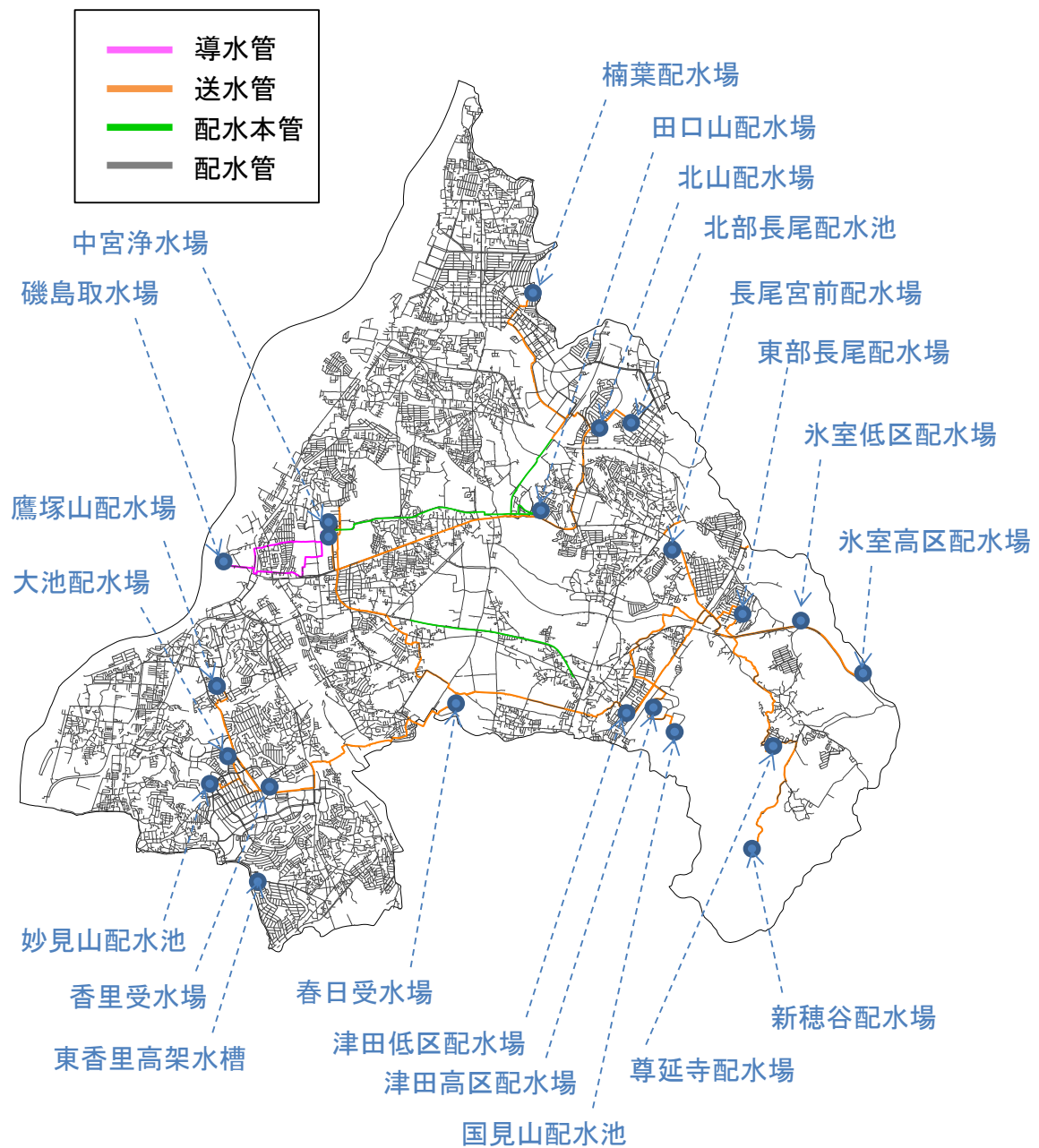
本市の水道水は琵琶湖を水源とする淀川の水を原水としており、淀川水系の水資源の開発により毎秒 1.505 m³の水利権を取得しています。そのため、全給水量の 9 割弱を自己水により給水し、残りを大阪広域水道企業団等からの受水で賄っています。

水道施設については、昭和 40 年から順次、取水・浄水・配水施設等の整備を進め、平成 10 年度には、高度浄水施設が完成し、同 10 月から市内全域に高度処理水を通水することができました。

(R5.3.31 現在)

水源	① 淀川表流水 ② 大阪広域水道企業団からの受水 ③ 寝屋川市・八幡市・交野市からの分水		
浄水場施設数	1	管路延長	導水管 4.42 千 m
配水池施設数	45		送水管 45.75 千 m
施設能力	206,800 m ³ /日		配水管 1,129.18 千 m
施設利用率	57.94%	1 日配水能力に対する一日平均配水量の割合 年間配水量 43,735.960 m ³ ÷ 365 日 = 119,825 m ³ /日 一日平均配水量 119,825 m ³ /日 ÷ 配水能力 206,800 m ³ /日	

【水道施設位置図】



2. 水道料金

本市の水道料金は、令和 3 年 4 月の料金制度の見直しにより、一般用については、基本水量（8 m³）を廃止し、口径別従量料金体系を採用しています。従量制については、口径別の基本料金と、使用水量が増えるに従い単価が高くなる逓増従量料金を設定しています。

浴場用、臨時用については、基本水量に応じた基本料金と、逓増従量料金を設定しています。

【水道料金体系(令和 6 年 3 月 31 日現在)】

一般用（税抜き）

1 基本料金

口 径	25mm 以下	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
金 額	660 円	5,486 円	9,957 円	27,051 円	55,164 円	157,319 円

2 従量料金（1 m³について）

区分 \ 口径	25mm 以下	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
1 m ³ ～8 m ³ まで	4 円	87 円				
8 m ³ を超え 10 m ³ まで	105 円	147 円	214 円	246 円	272 円	298 円
10 m ³ を超え 20 m ³ まで	118 円					
20 m ³ を超え 30 m ³ まで	141 円					
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	179 円					
50 m ³ を超え 100 m ³ まで	249 円	237 円				
100 m ³ を超え 200 m ³ まで	257 円	254 円	235 円			
200 m ³ を超え 300 m ³ まで	293 円	256 円	248 円			
300 m ³ を超え 500 m ³ まで		285 円	270 円	255 円		
500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	335 円	334 円	333 円	300 円	280 円	
1,000 m ³ を超え 3,000 m ³ まで				332 円	321 円	300 円
3,000 m ³ を超える分					327 円	305 円

浴場用（税抜き）

区 分		金 額
基本料金	300 m ³ まで	16,300 円
超過料金 (1 m ³ について)	300 m ³ を超え 2,000 m ³ まで	72 円
	2,000 m ³ を超え 3,000 m ³ まで	90 円
	3,000 m ³ を超え 5,000 m ³ まで	130 円
	5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ まで	180 円
	10,000 m ³ を超え 15,000 m ³ まで	240 円
	15,000 m ³ を超える分	310 円

臨時用（税抜き）

区 分		金 額
基本料金	5 m ³ まで	1,848 円
超過料金 (1 m ³ について)	5 m ³ を超える分	517 円

3. 組織体制

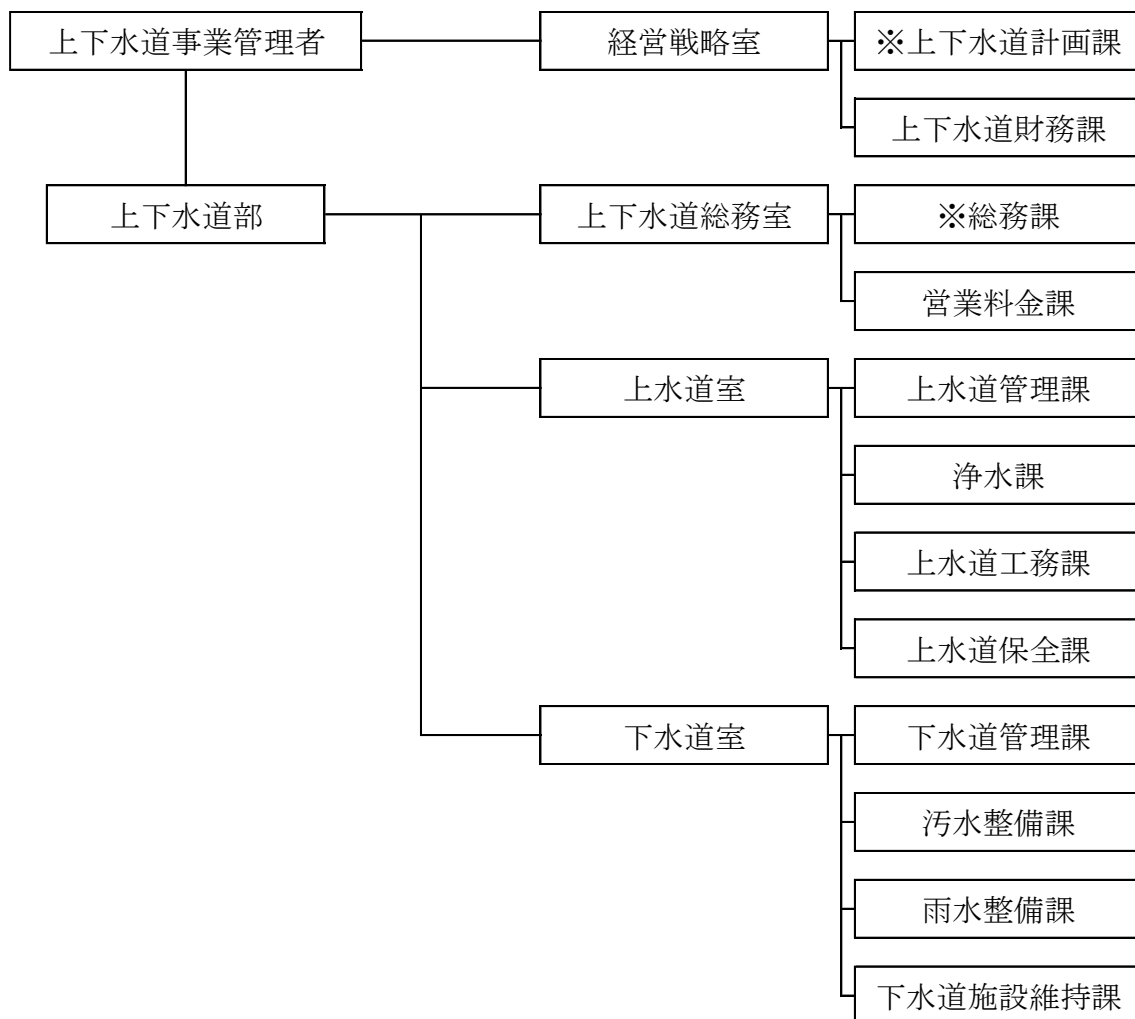
本市では、平成 23 年 4 月に実施した下水道事業の「公営企業会計」への移行に伴い、公営企業として実績を持つ水道局のノウハウや電算システム等の活用を図り、初期投資の軽減や円滑な事務を行うため、上下水道組織の統合を行い、上下水道局を設置しました。

当時、下水道部と水道局で合わせて 2 部 11 課体制であったものを、総務部門や料金部門の整理統合により 2 部 1 室 8 課体制とし、事務や技術の継承に配慮した効率的な職員配置を進めてきました。

現在（令和 5 年 4 月 1 日）では、管理部門の窓口の一元化にも取り組み、1 部 4 室 12 課体制（水道事業会計の職員数 108 人）で運用しています。

また、令和 6 年 4 月 1 日付けの機構改革により、1 部 10 課体制とする予定です。

【組織図(令和5年4月1日現在)】

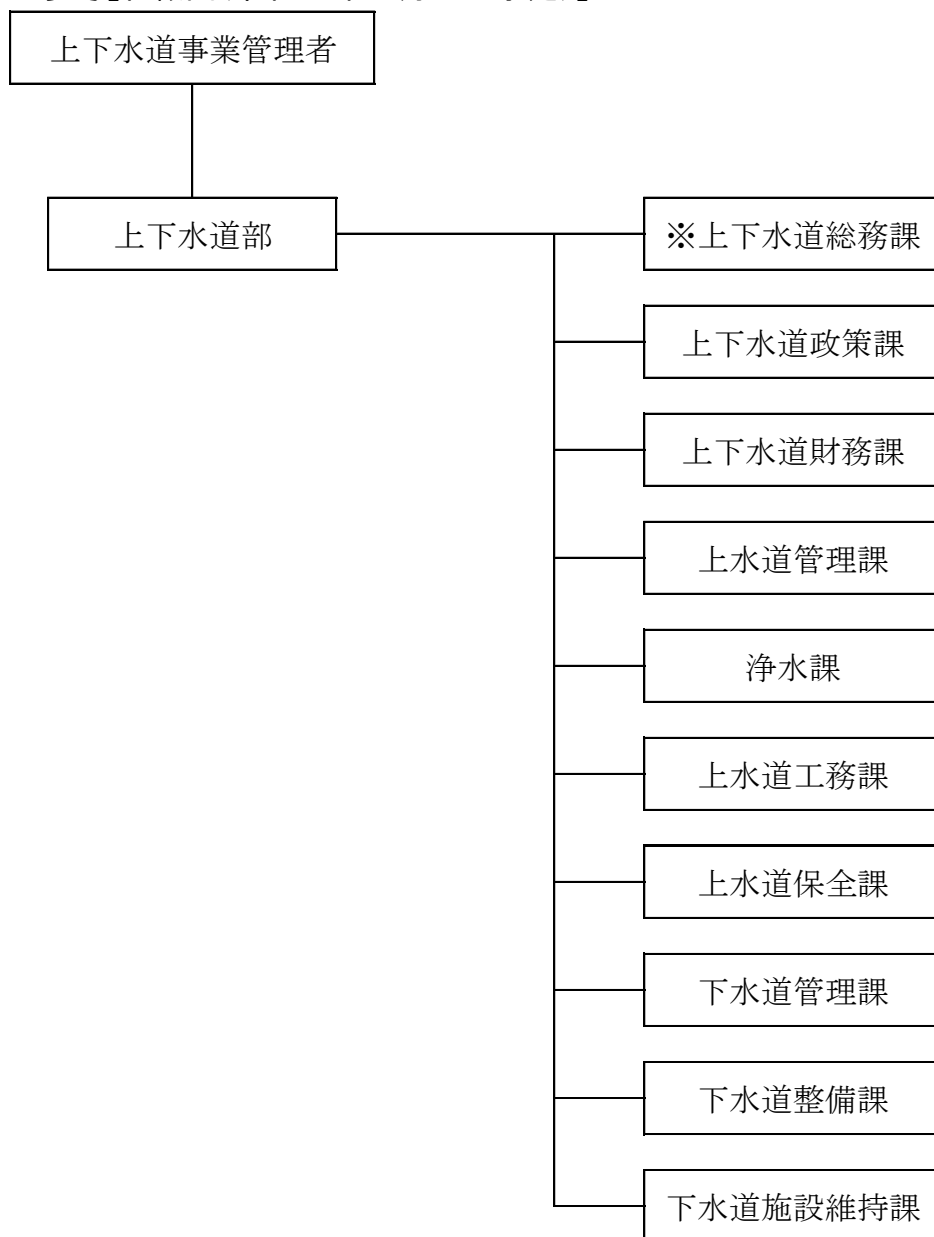


【水道事業会計 職員数(令和5年4月1日現在)】

	特別職	正職員	再任用	会計年度	合計
上下水道事業管理者	1人				1人
経営戦略室長			1人		1人
上下水道計画課		4人	1人		5人
上下水道財務課		4人			4人
上下水道部長		1人			1人
次長兼上水道室長		1人			1人
総務課		4人			4人
営業料金課		5人	1人		6人
上水道管理課		11人	2人	3人	16人
浄水課		21人	1人		22人
上水道工務課		18人	1人	2人	21人
上水道保全課		24人	1人	1人	26人
合 計	1人	93人	8人	6人	108人

※特別職（上下水道事業管理者）は水道事業会計の職員数に計上しています。

※参考【組織図(令和6年4月1日予定)】



※印は、部における総務担当課を示しています。

第3章 計画期間前期の取り組み

1. 浄水・配水施設

本市の唯一の浄水施設である中宮浄水場は、第1浄水場（日量9万m³、昭和40年竣工）と第2浄水場（日量4万m³・昭和48年竣工）からなり、最大日量13万m³の水道水の供給を行っています。

しかし、昭和40年代に建設されて以降、大規模な更新や改修を行っていないため、老朽化が進み、大地震に対する耐震性も不足している状況です。

そのため、今後も水道水を安定的に供給する観点から、より老朽化が進んでいる第1浄水場の更新に着手しています。

中宮浄水場更新事業スケジュール

内 容		H28	H29	H30	R1～R2	R3～R9	R10～R29
更新用地取得		■					
既設建物解体		■	■				
文化財発掘調査				■	■		
基本構想		■					
基本設計			■	■			
DBO	設計・工事					■	■
	維持管理						■

※ ■ は実績・■ は今後の予定を示しています。

一方で、本市の配水施設については、災害時の応急給水に対応するため、「整備基本計画」に基づき、応急給水拠点施設としての重要度、給水人口や事業費などを考慮のうえ、受配水施設の耐震性の機能整備及び緊急遮断弁の設置を順次進めてきました。

本市における令和3年度末の配水池耐震化率は59.6%であり、全国平均62.3%を若干下回るも大阪府平均50.0%を上回り、津田低区配水場の耐震化により令和4年度末では65.4%に上昇しました。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
配水池耐震施設率	53.5%	53.5%	58.6%	59.6%	65.4%

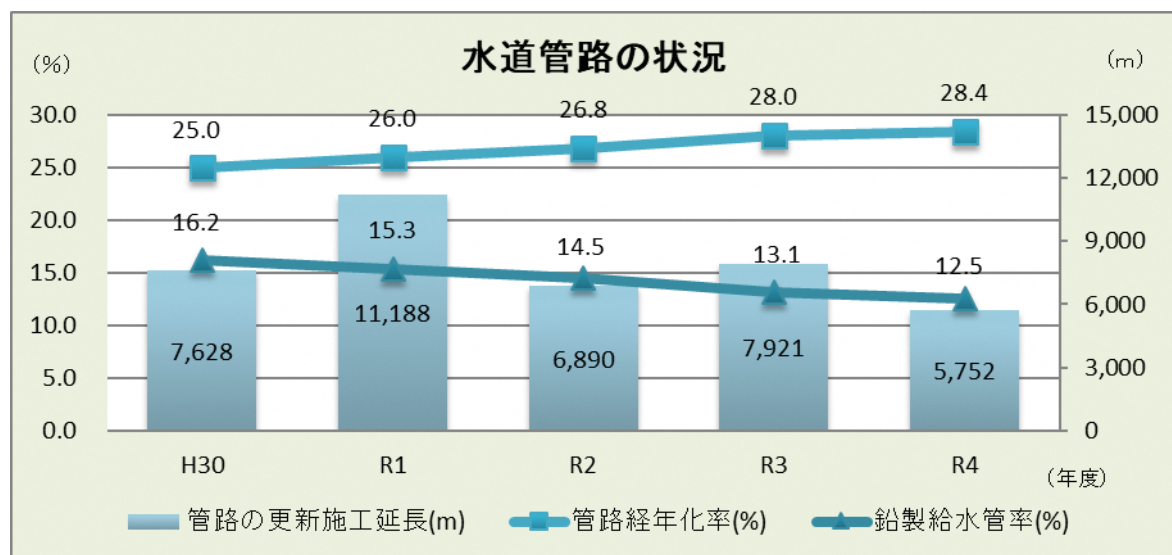
なお、応急給水拠点整備箇所数は、令和4年度末において、受配水場11施設、耐震性貯水槽3箇所、その他1施設となっています。

また、配水施設の半数以上が開設後 30 年以上を経過しており、施設能力を維持するため、耐用年数や劣化状況等を把握し、計画的な施設の更新を行う必要があります。

2. 水道管路

本市の水道管路については、昭和 8 年の給水開始以来 90 年が経過し、毎年、維持補修を行っているものの、管路の老朽化は進行しており、管路の更新・耐震化が大きな課題となっています。

これまで、安定的な給水の確保を目指し、「整備基本計画」に基づき年間約 10km の管路の更新及び鉛製給水管率を 12% に低減することを目標に取り組んできましたが、近年は、破損した場合に影響が大きい大口径管路などの更新を優先しているため、管路の更新延長が伸びない状況となっています。



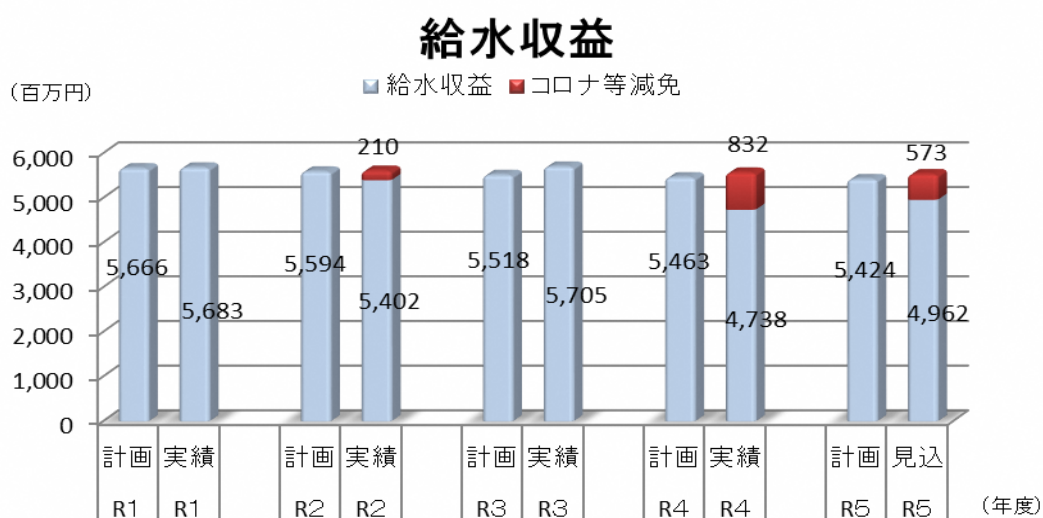
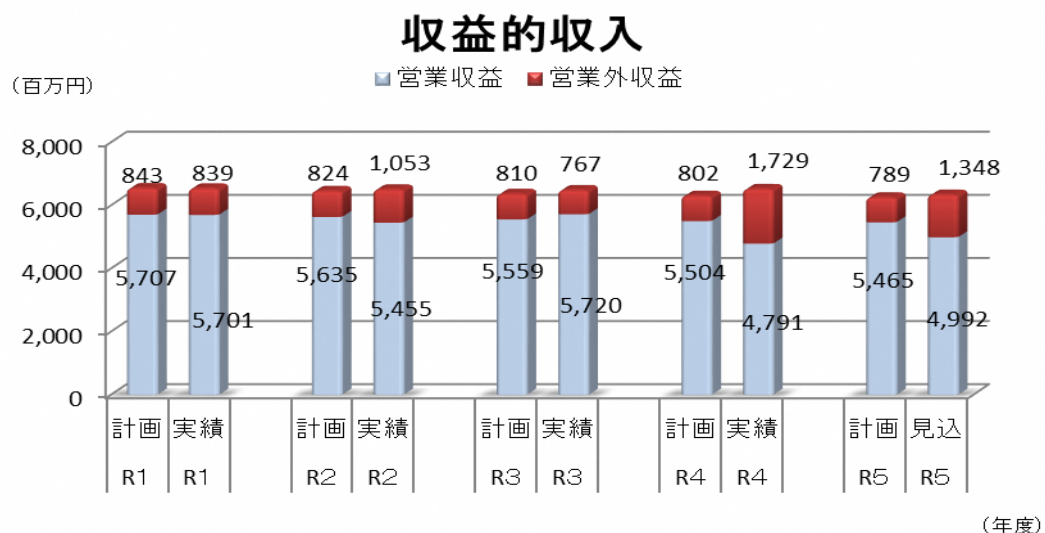
また、地震などの危機事象への対策として、布設する水道管には耐震性能を有した耐震継手を採用し、管路の耐震化にも取り組んできた結果、令和 4 年度末の耐震化率は 28.5%となりましたが、今後も引き続き、災害に強い管路網の整備を進めていく必要があります。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
管路の耐震化率	24.9%	26.1%	27.1%	27.9%	28.5%

3. 経営健全化の取り組み(財政収支計画)

(1) 収益的収支(令和元年度から令和5年度まで)

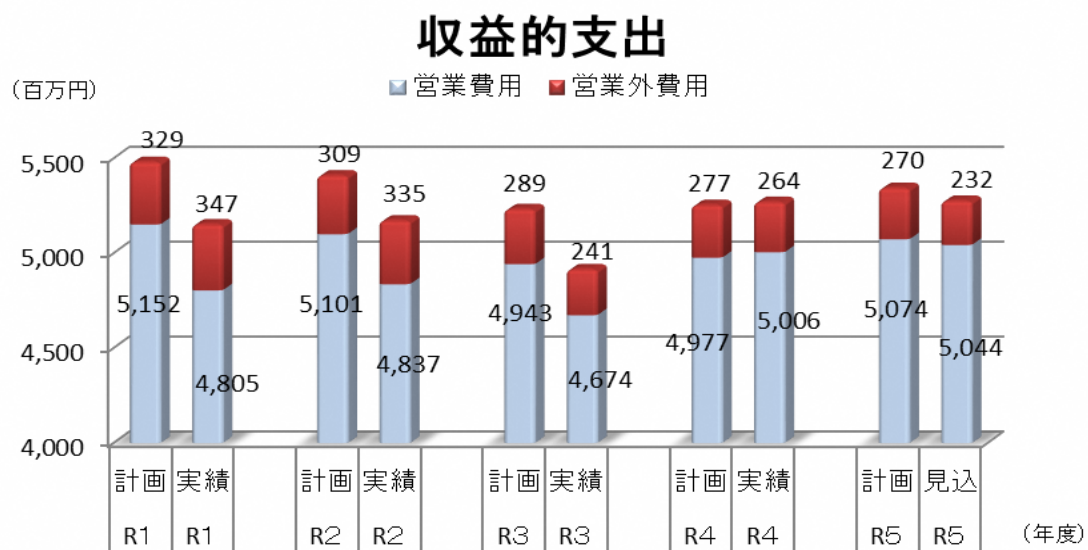
収益的収入では、給水人口の減少や節水機器の普及、大口利用者の地下水への転換などによる有収水量の減少により、主な収入である給水収益も減少するものと見込んでいました。しかし、コロナ禍の影響を受けながらも有収水量が計画値を上回ったこと、令和3年度から一般用に口径別基本料金を採用するなどの料金制度の見直しを行ったことなどにより、給水収益は減少傾向にあるものの計画値を上回りました。その結果、収益的収入全体の推移では、計画値を上回っています。



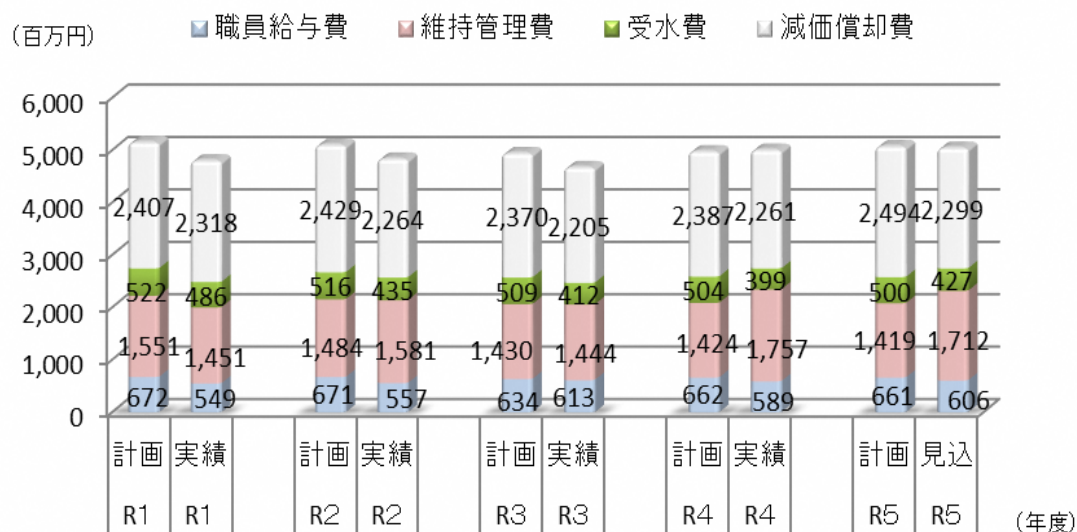
収益的支出の主な経費では、営業費用のうち職員給与費は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、職員数の減少により計画値を下回りました。維持管理費は、毎年度減少すると見込んでいましたが、人件費の上昇や世界的なエネルギー価格の高騰に円安が加わり、委託料や動力費（電気料金）を始めとした各種経費が大幅に増加したことなどにより、計画値を上回りました。受水費は、有収水量の減少に伴い受水量を調整したことから計画値を下回りました。減価償却費は、若干の上昇を見込んでいましたが、コロナ禍におけるサプライチェーンへの影響により物資供給が遅れるなど、施設改良事業の工程に遅れが生じたことなどで計画値を下回り、営業費用全体では、計画値を下回る数値で推移しました。

また、営業外費用では、支払利息が、企業債の借入方法の見直し（利率見直し方式での借入等）や更新事業の工期変更に伴う企業債の発行額の減少により、計画値を下回りました。

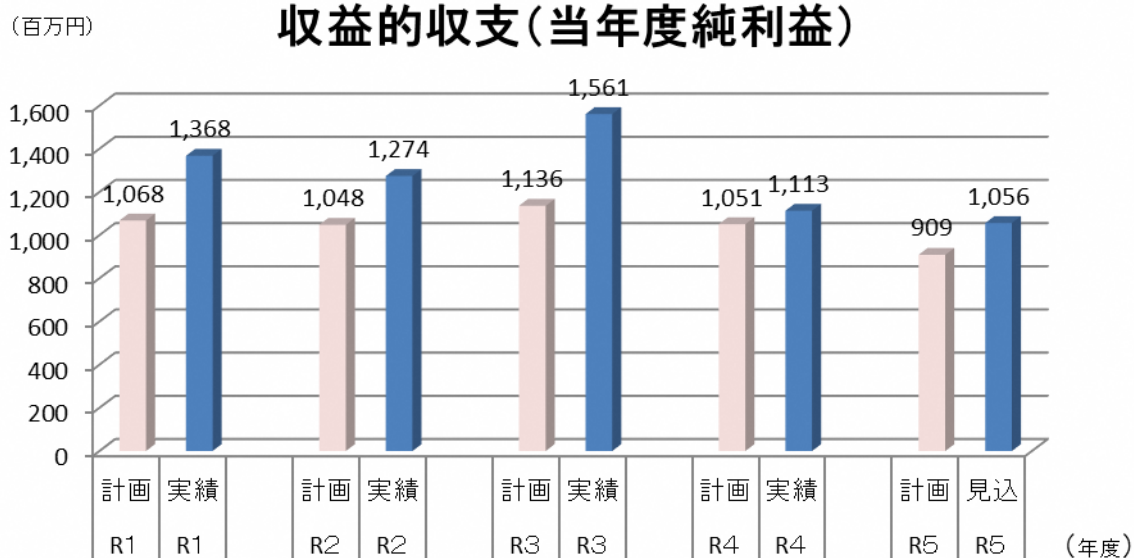
これらの結果、令和4年度まで計画値を上回る当年度純利益を計上し、令和5年度決算見込についても計画値を上回ると予測しています。



営業費用



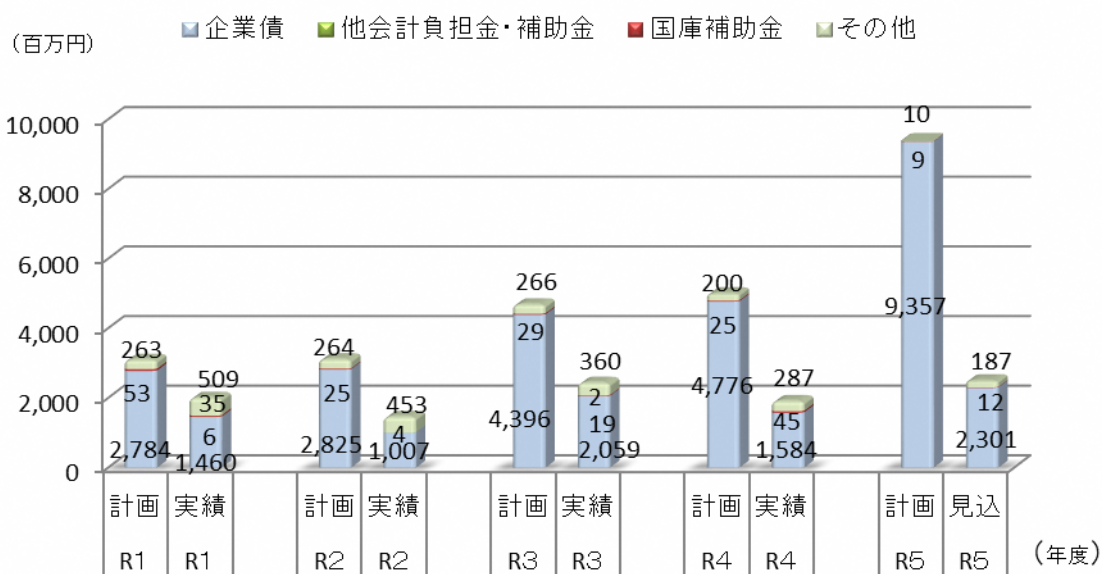
収益的収支(当年度純利益)



(2) 資本的収支

資本的収入では、中宮浄水場更新事業について、令和2年度から令和6年度までとしていた工事期間を、令和3年度から令和9年度までに変更したことから、計画期間前期では、企業債の発行額が予定を大幅に下回りました。その他の更新事業の財源についても収入予定額を下回ったことから、資本的収入総額でも計画値を大幅に下回りました。

資本的収入 (税込み)



資本的支出では、中宮浄水場の工事期間の変更により建設改良費が計画値を大幅に下回ったことから、資本的支出総額でも計画値を大幅に下回りました。

年度ごとの主な事業内容は、令和元年度は、中宮浄水場更新にかかる事業者選定基準の作成等のほか、送配水管等の改良工事や鷹塚山配水場の更新工事等に取り組みました。

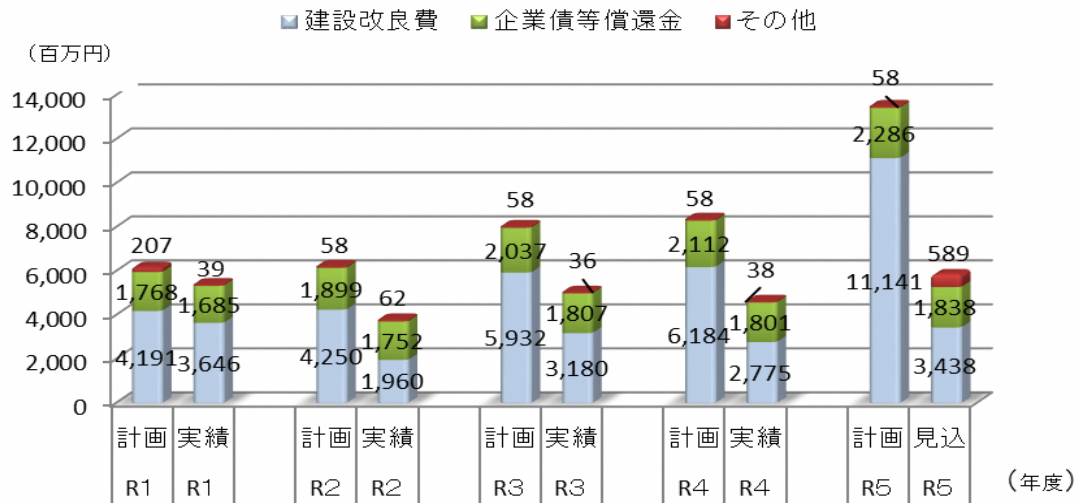
令和2年度は、中宮浄水場更新にかかる土壌汚染対策工事のほか、引き続き、送配水管等の改良工事や鷹塚山配水場の更新工事等に取り組みました。

令和3年度は、津田低区配水場の耐震化事業のほか、引き続き、送配水管等の改良工事等に取り組みました。

令和4年度は、引き続き、津田低区配水場の耐震化事業のほか、送配水管等の改良工事等に取り組みました。

令和5年度は、中宮浄水場更新事業をはじめ、送配水管更新及び改良工事、配水支管更新事業を含む配水管の改良工事等に順次取り組みました。

資本的支出 (税込み)



補てん財源の推移(実績)

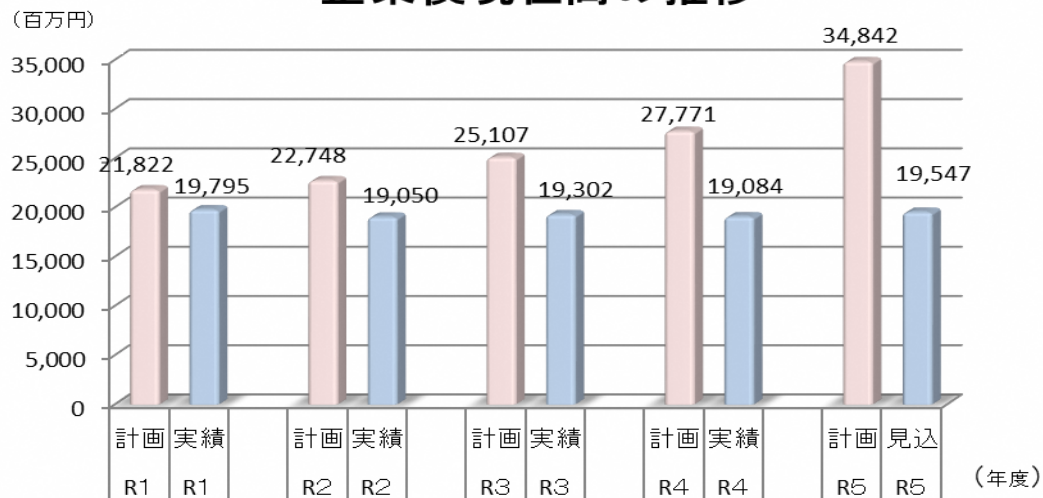
(単位:百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5(見込)
補てん可能財源額	9,155	9,024	9,494	9,766	11,000
資本的収支不足額	3,360	2,310	2,583	2,698	3,365
補てん後残額	5,795	6,714	6,911	7,068	7,635

(3) 企業債残高

企業債残高は、中宮浄水場更新事業の工事期間を変更したことにより、企業債の発行時期が後年度になったため、企業債残高は計画値を大幅に下回りました。

企業債現在高の推移



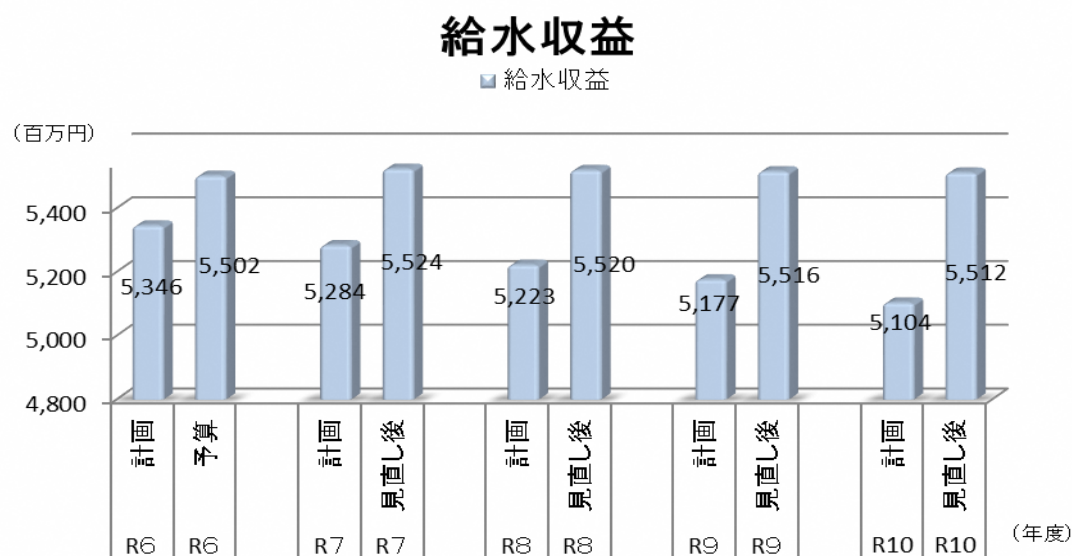
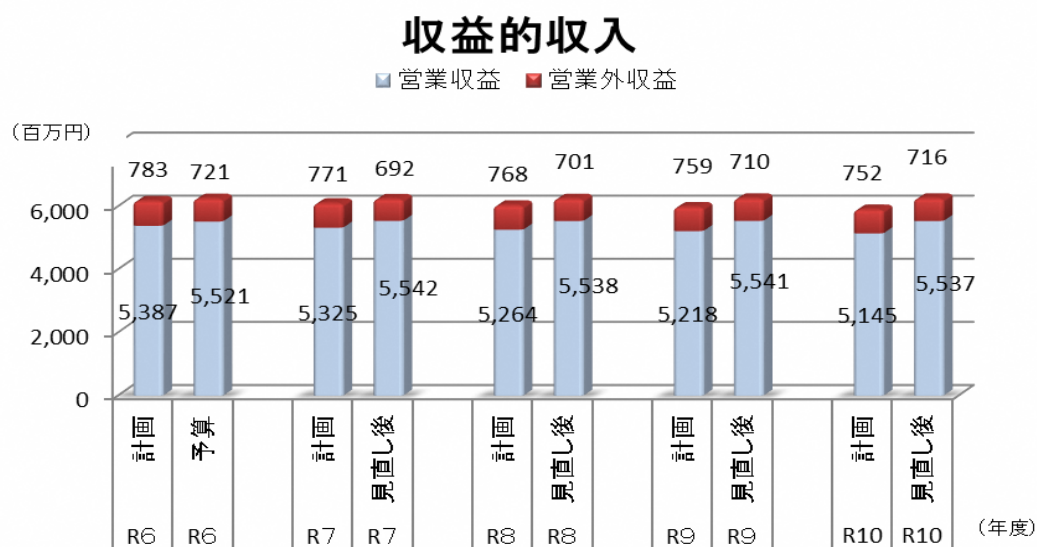
第4章 計画期間後期の状況

1. 経営健全化の取り組み(財政収支計画)

(1) 収益的収支(令和6年度から令和10年度まで)

見直し後の収益的収入では、収入の根幹をなす給水収益は、給水人口の減少や節水機器の普及、大口利用者の地下水への転換などによる減少はあるものの、令和3年度の料金制度の見直しや世帯数の増加、計画期間前期の実績などからも、当初計画の減少幅に比べ緩やかに減少するものと見込んでいます。

その結果、営業収益は、当初計画値より若干増加して推移する半面、営業外収益は、若干の減少となり、収益的収入全体では微増するものと見込んでいます。



収益的支出の主な経費では、営業費用のうち職員給与費は、令和 6 年度当初予算をベースに、定年退職制度の変更や新中宮浄水場稼働に係る減員等も踏まえ、当初計画値に比べて減少を見込んでいます。維持管理費は、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいましたが、人件費の上昇やエネルギー価格の高騰、円安などの影響を踏まえ、委託料や動力費（電気料金）を始めとする各種経費について、日本銀行が公表する「経済・物価情勢の展望」を参考に、毎年度の上昇を見込んでいます。受水費は、有収水量にあわせて受水量の調整を行い、受水費用の抑制に取り組むことで若干の減少を見込んでいます。減価償却費は、新中宮浄水場の稼働により、令和 6 年度から増加を見込んでいましたが、工期変更に伴い、令和 10 年度から減価償却を開始することになるため大幅な減少を見込んでおり、営業費用全体では、当初計画値から若干の減少を見込んでいます。

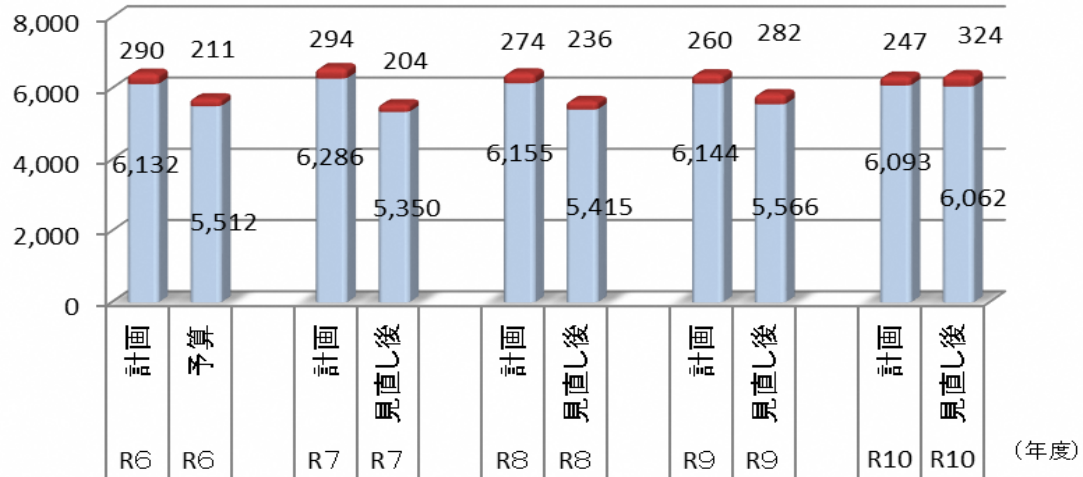
また、営業外費用では、企業債の借入方法の見直し（利率見直し方式での借入等）や企業債発行額の抑制に努めましたが、借入利率の上昇を想定し、支払利息は当初計画どおりに推移するものと見込んでいます。しかし、今後、中宮浄水場更新事業の進捗に合わせて企業債の発行額が増加するため、令和 9 年度以降は増加に転ずるものと見込んでいます。

これらの結果、当年度損益については、当初計画では令和 6 年度から純損失を見込んでいましたが、中間見直しでは、令和 10 年度に純損失を計上する見通しです。

収益の支出

(百万円)

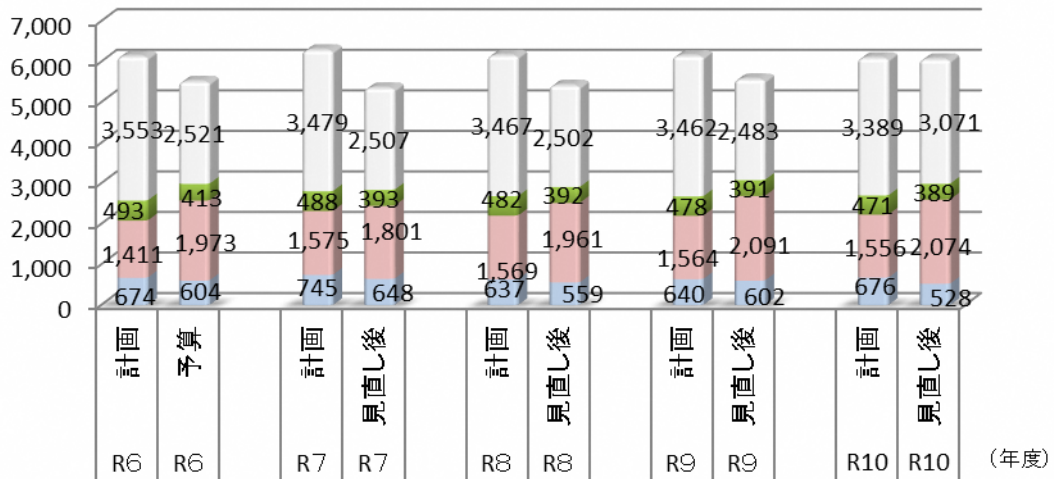
■ 営業費用 ■ 営業外費用



営業費用

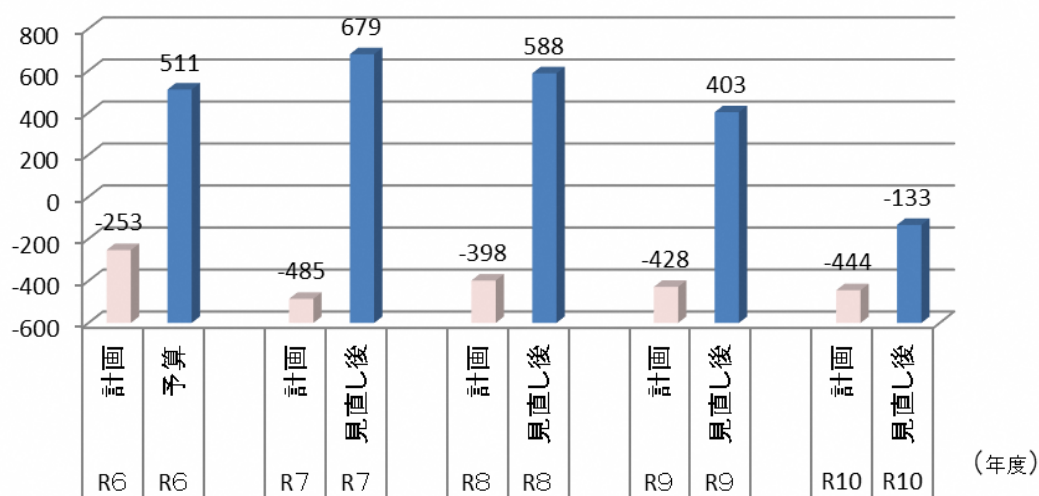
(百万円)

■ 職員給与費 ■ 維持管理費 ■ 受水費 ■ 減価償却費



収益的収支(当年度純利益)

(百万円)



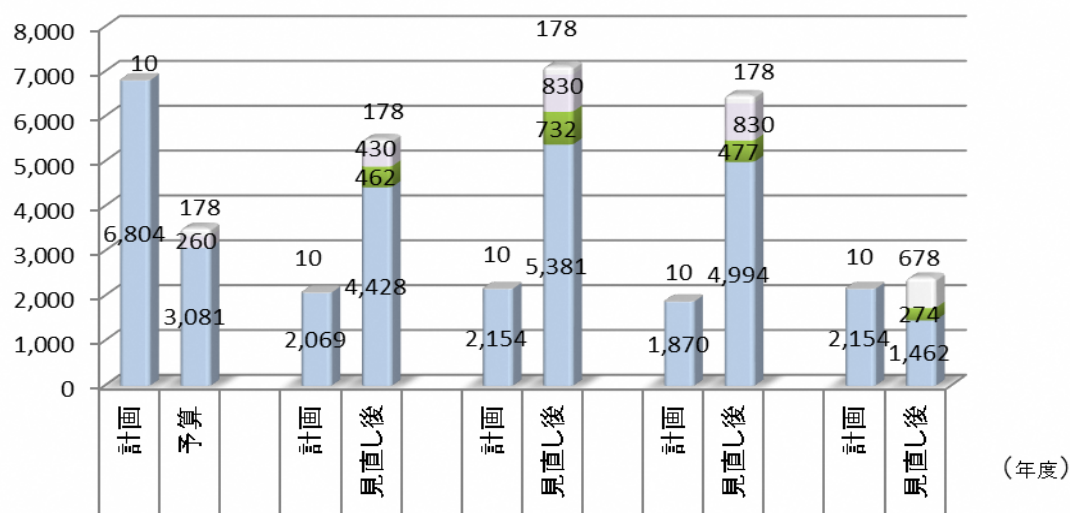
(2) 資本的収支

資本的収入では、中宮浄水場更新事業の竣工が令和6年度から令和9年度へ変更になったことや、中宮浄水場～春日受水場間送水管更新工事が本格化することから、令和7年度から令和9年度については、財源として企業債や国庫補助金、他会計出資金の増加が見込まれます。

資本的収入 (税込み)

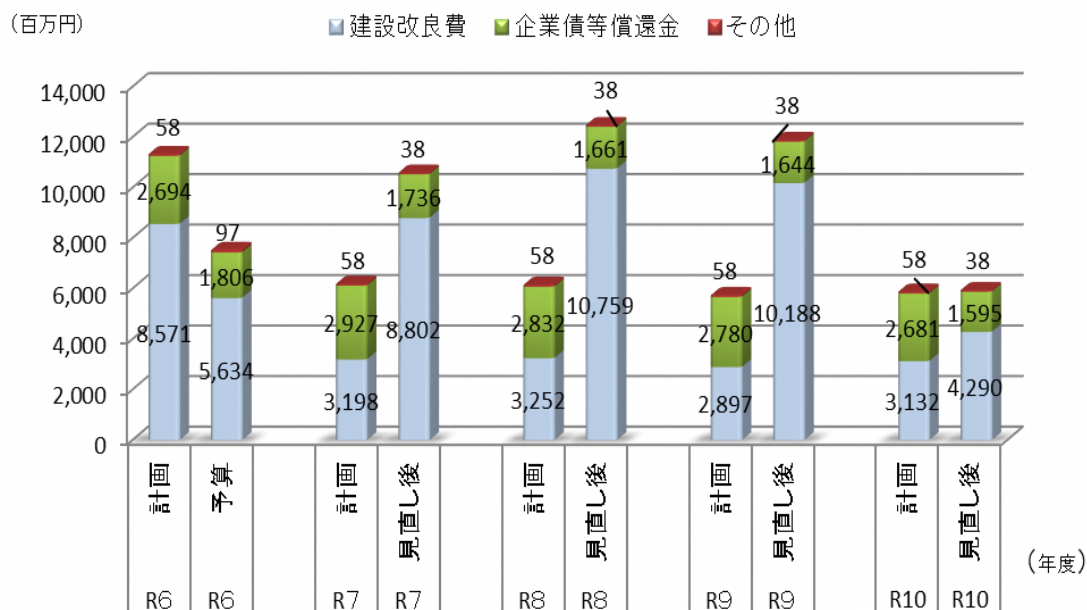
■ 企業債 ■ 国庫補助金 ■ 他会計出資金 ■ その他

(百万円)



資本的支出では、中宮浄水場更新事業や中宮浄水場～春日受水場間送水管更新工事がピークを迎える令和 8・9 年度には、各年度 100 億円を超える建設改良費を計上しており、資本的支出総額は当初計画値を大きく上回る見込みです。

資本的支出 (税込み)



補てん財源の推移(見直し後)

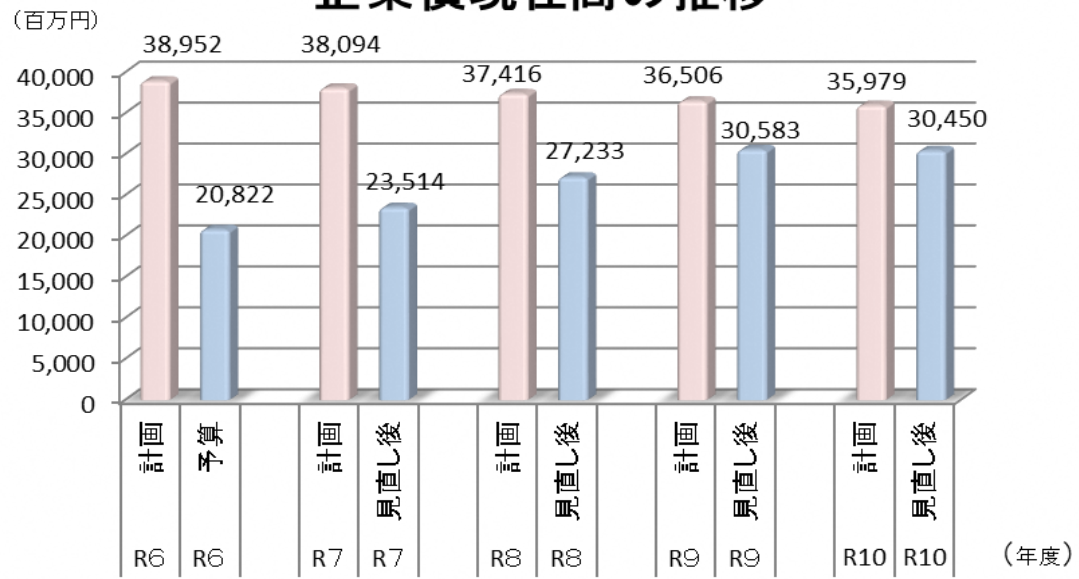
(単位:百万円)

	R6(予算)	R7	R8	R9	R10
補てん可能財源額	10,783	10,907	9,333	7,513	5,229
資本的収支不足額	4,018	5,078	5,337	5,391	3,509
補てん後残額	6,765	5,829	3,996	2,122	1,720

(3) 企業債残高

企業債残高は、自己財源である建設改良積立金を取り崩し中宮浄水場更新事業に充当したことや、内部留保資金を建設改良費に充当し企業債発行の抑制を図ったことにより、当初計画値から大幅に減少する見込みです。

企業債現在高の推移



第5章 経営比較分析表を活用した現状分析

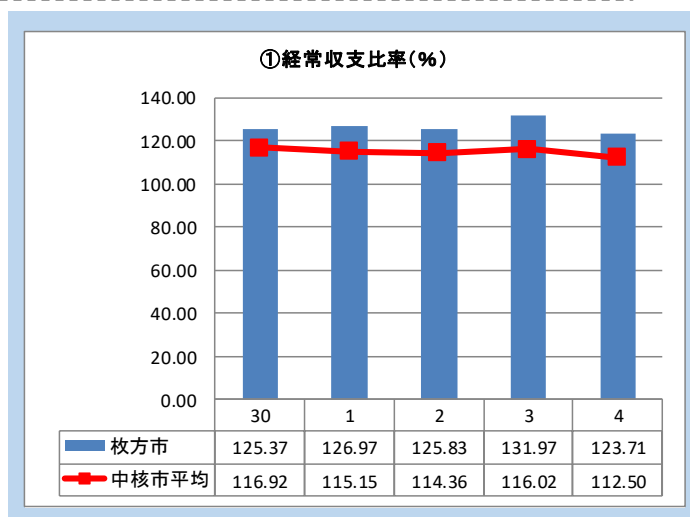
経営比較分析表（総務省の指導により平成26年度決算から全自治体において公表）に用いられる「経営及び施設の状況を表す経営指標」を活用し、本市における経営指標の経年比較や中核市との比較を行います。

（１）経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか、経常損益を表す指標であり、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

$$\text{【算出式】} \quad \text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常収支比率は、120%を超えています。円安やエネルギー価格の高騰による電気料金等の動力費や各種経費が増加したため、昨年度と比べて約8%低下しています。また、今後も円安やエネルギー価格高騰に係る各種経費の増加が危惧されます。



（２）累積欠損金比率

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

$$\text{【算出式】} \quad \text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

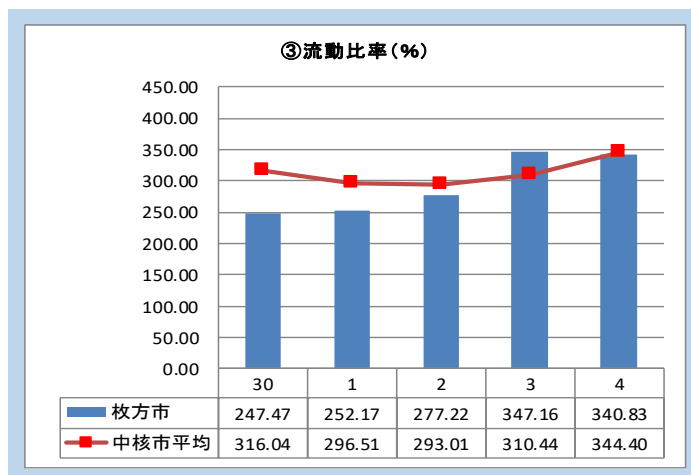
本市では、これまで累積欠損金は発生していません。

(3) 流動比率（支払能力）

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要です。

$$\text{【算出式】} \quad \text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率は、概ね300%を維持しており、短期的な債務に対する支払能力を確保しています。しかし、将来的には給水収益の減少や企業債元利償還金の増加、投資への自己財源の投入などにより、流動比率の低下が予測されます。

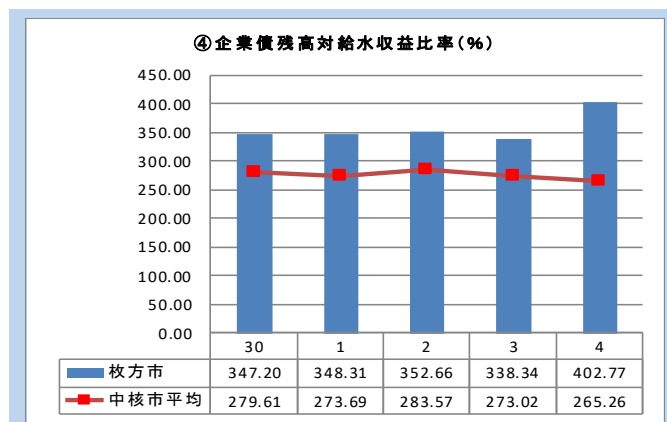


(4) 企業債残高対給水収益比率（債務残高）

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この比率が高い場合は、投資規模は適切か、料金水準は適切かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要があります。

$$\text{【算出式】} \quad \text{企業債残高対給水収益比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

企業債残高対給水収益比率は、本市の企業債残高が中核市の約1.1倍であるのに対し、給水収益は約0.9倍のため、中核市の平均より高くなっています。給水収益は、漸減傾向が続き、企業債残高は増加しますが、建設改良積立金等の内部留保資金を活用し比率の抑制を図ります。

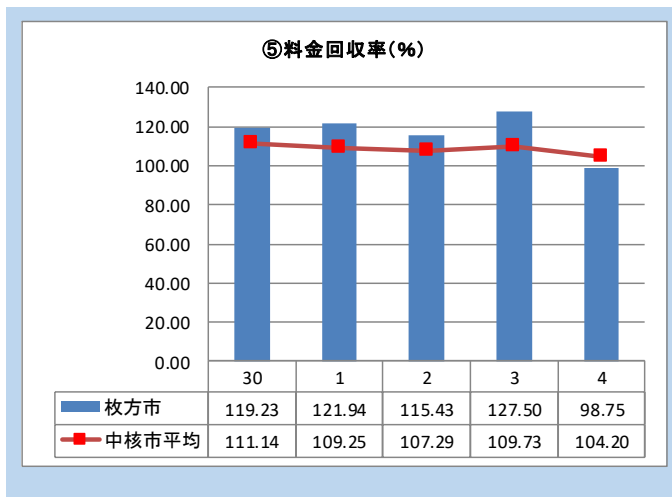


(5) 料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標であり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを示します。

【算出式】
$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

令和 4 年度を除き、料金回収率は、100%を上回っています。これは、料金水準が中核市の平均に比べて大幅に低いことから供給単価が低くなっているものの、給水原価はさらに低いことが要因です。令和 4 年度は、コロナ禍における基本料金等の減免(8.3 億円)を行ったため 100%を下回りましたが、減免額を加えた料金回収率は 116.09%となります。

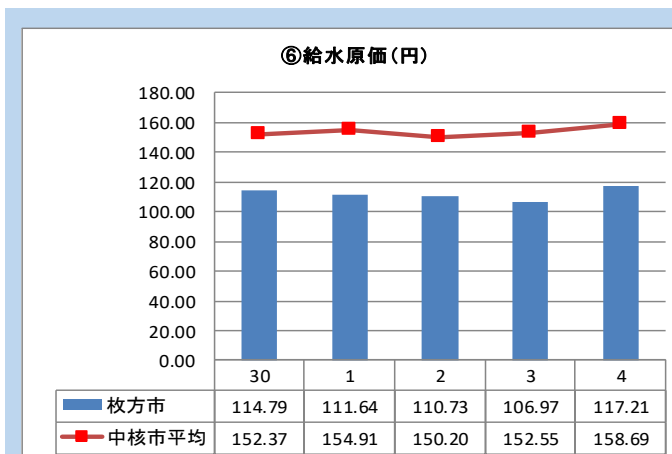


(6) 給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

【算出式】
$$\text{給水原価(円)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{付帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

給水原価は、中核市の平均と比較しても、低い値となっています。これは、自己水の割合が高く、水利権の償還も終了していることや、耐用年数が経過した施設等が多いことから減価償却費が低くなっていること、受水費が大幅に低いことなどによるものです。



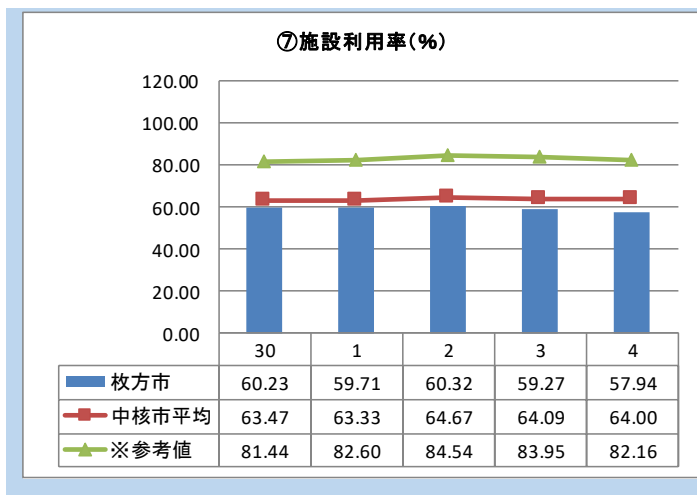
(7) 施設利用率

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

$$\text{【算出式】} \quad \text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

施設利用率は、中核市の平均と比べて低い値となっていますが、分母となる一日配水能力に大阪広域水道企業団からの受水量(上限)が含まれていることが主な要因です。

参考値として、本市の浄水場のみで算出した数値を併記していますが、高い値で推移していることから、効率的な運用が出来ていると考えています。

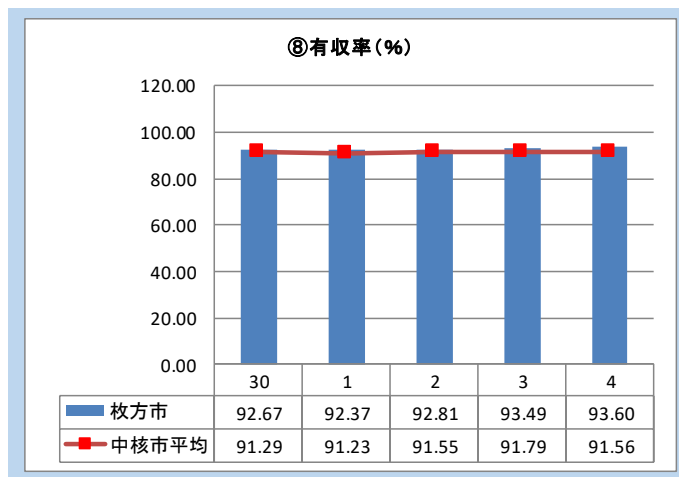


(8) 有収率

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標であり、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。

$$\text{【算出式】} \quad \text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

有収率は、中核市の平均と比べて高い水準で推移しています。



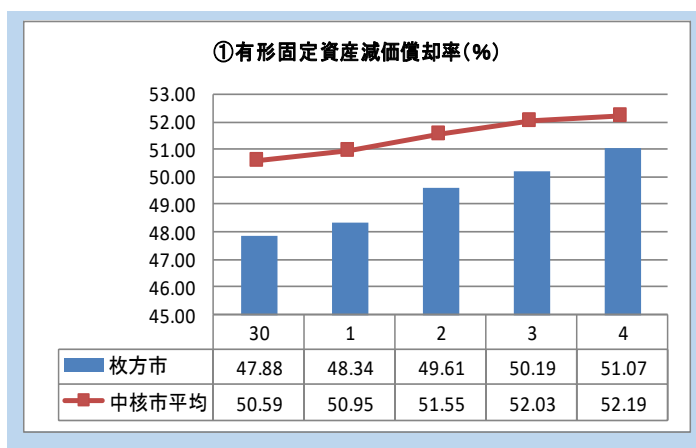
(9) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産減価償却率は、中核市の平均を下回っているものの、分母より分子の伸びが大きくなっており、数値は年々増加しています。施設の老朽化が進んでいるため、計画的に更新を進める必要があります。



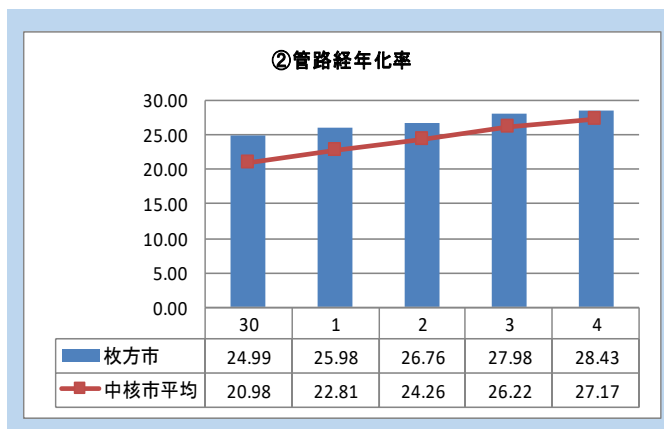
(10) 管路経年化率

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表した指標で、管路の老朽化度合いを示しています。

【算出式】

$$\text{管路経年化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

管路経年化率は、中核市の平均を上回り、年々増加しています。法定耐用年数は一律 40 年に設定されますが、これは管路が老朽化し、使用できなくなる年数とは異なるため、アセットマネジメント手法を導入し、厚生労働省の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を基に更新基準年数を設定しています。



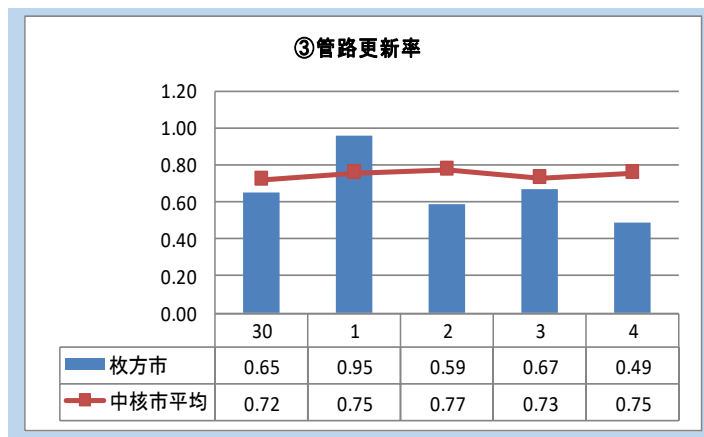
(11) 管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することができます。

【算出式】

$$\text{管路更新率(\%)} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

管路更新については、平成 30 年度に策定した「枚方市水道施設整備基本計画」に基づき、破損した場合に社会的な影響が大きい大口径管路や国道などの緊急交通路に埋設された管路の更新事業を優先的に進めており、工事期間や費用が小口径管路より必要なことから、更新延長距離が伸びない原因となっています。



～ 総括（現状分析で見えてきた課題） ～

1. 現状分析

現在の経営については、経常収支比率や料金回収率など経営に関する指標は概ね良好と考えています。

しかし、管路経年化率が高いことから、法定耐用年数を超えた管路が多く老朽化が進んでいると言えます。

また、管路更新については、破損した場合に社会的影響が大きい大口径管路などを優先的に進めていることから、管路更新率が伸びない状況となっています。

2. 課題

- 世代間負担の公平性を確保するため、更新需要に対する計画的な事業実施と企業債発行のさらなる適正化を図る必要があります。
- 持続を基本とした継続的な経営改善を行うためには、適正な料金の算定と定期的な計画の見直しに取り組む必要があります。

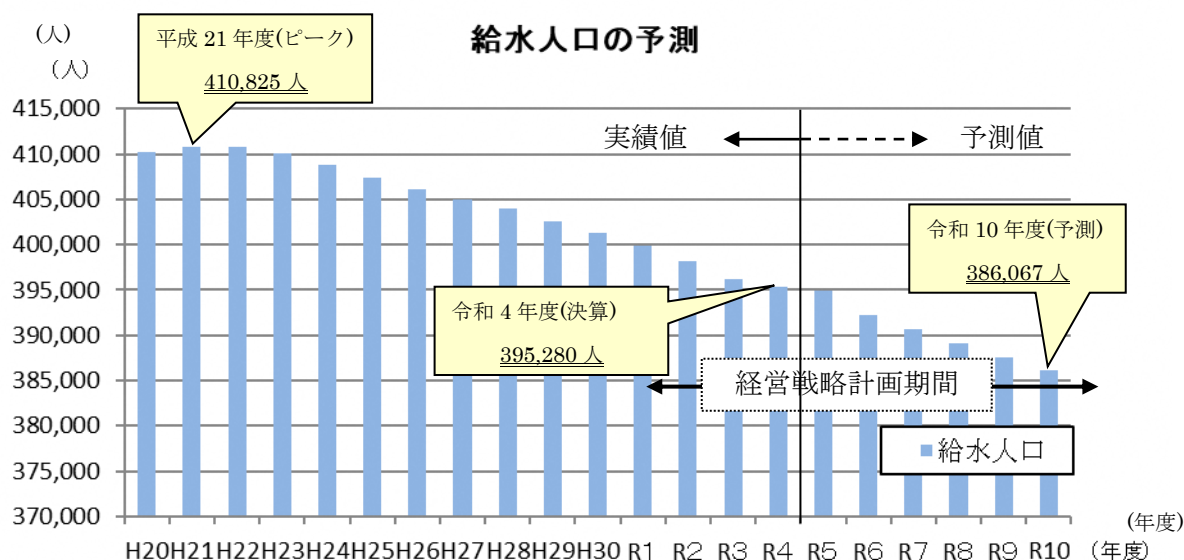
第 6 章 将来の事業環境

1. 給水人口の予測

本市の行政区域内人口は、平成 21 年度末から令和 4 年度末にかけて、411,133 人から 395,300 人に減少しています。

給水人口についても、行政区域内人口の推移にあわせて、平成 21 年度の 410,825 人をピークに右肩下がりで減少し続けています。令和 4 年度末では、給水人口は 395,280 人となりました。

今後の給水人口についても、さらに減少が続くものと見込まれ、令和 10 年度には、386,067 人となる見込みとなっています。



* 給水人口の予測は、「枚方市人口推計調査報告書（令和 2 年 2 月）」による将来推計人口（行政区域内人口）を参考に算出しています。

2. 水需要の予測

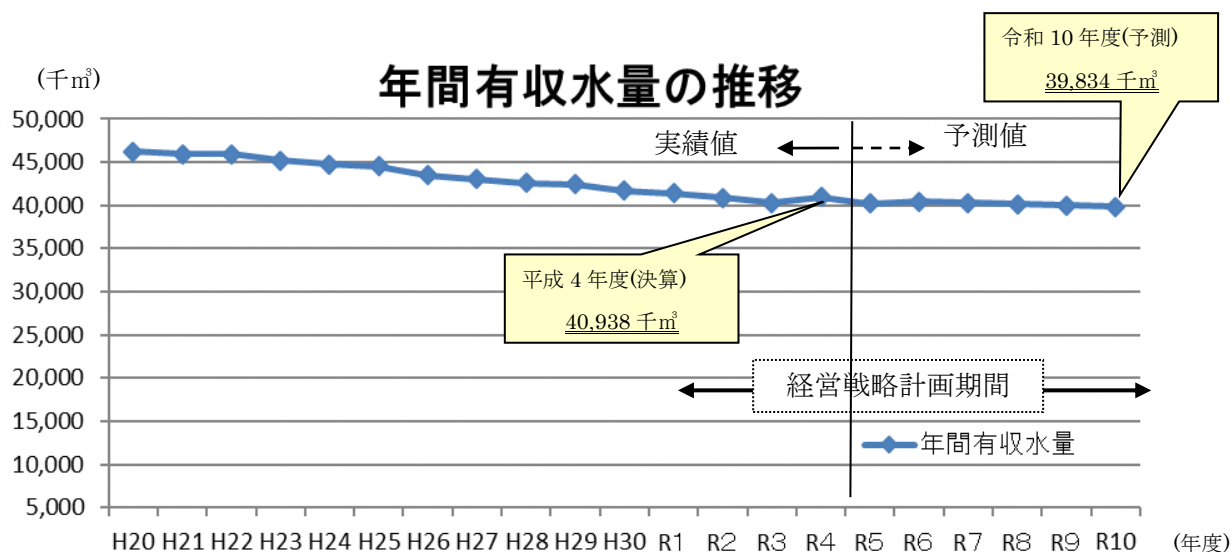
本市の水需要については、平成 8 年度に 5,061 万 8 千 m^3 に達して以降、人口減少をはじめ、節水意識の浸透や節水型家電製品の普及、飲用の多様化などのライフスタイルの変化などにより、減少傾向が続いています。

また、「経営戦略」を策定した平成 30 年度以降は、計画策定時に見込んでいた以上に、大口利用者の地下水転換による影響があるなど、有収水量は計画値を下回る結果となりました。

今後の有収水量の予測としては、引き続き、給水人口の減少や節水機器の普

及などによる減少を見込んでいます。

令和 10 年度には 3,983 万 4 千 m^3 となる見込みとなっています。



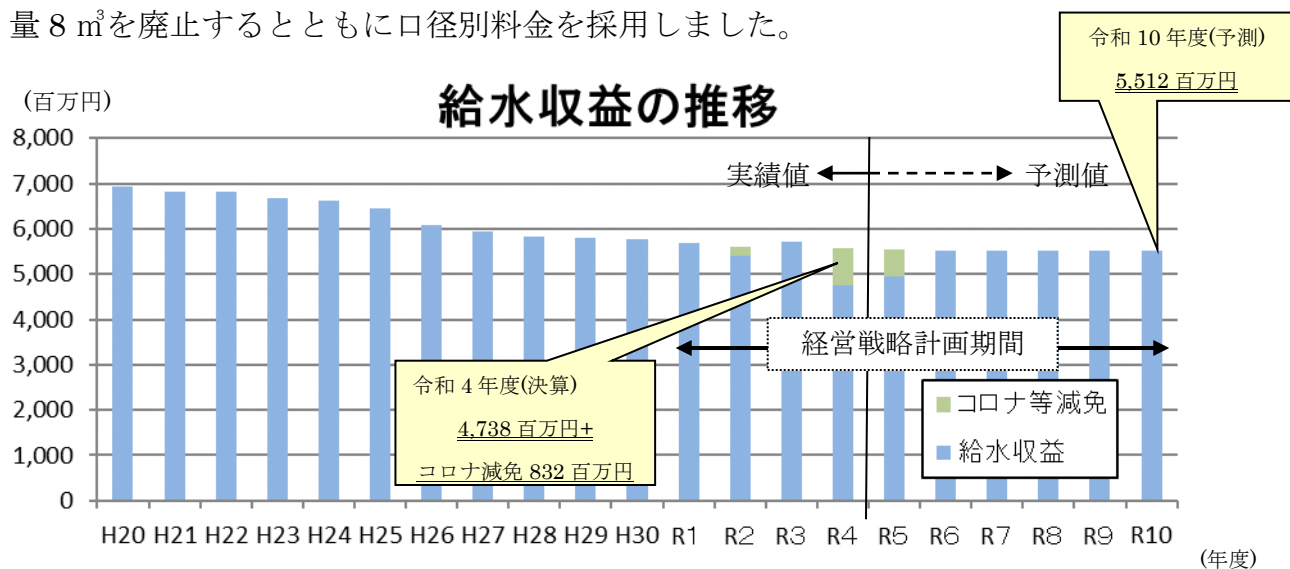
* 水需要予測は、給水人口一人当たりの生活用原単位および業務用水量（地下水への転換による影響も反映）の時系列予測に給水人口予測を乗じて算出しています。

3. 料金収入の見通し

料金収入（給水収益）の予測については、有収水量の減少に伴い減収が見込まれ、令和 10 年度には約 55 億円となる見込みです。

なお、令和 2 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度にはコロナ禍における物価高騰対策等として基本料金等の減免を行っています。

また、令和 3 年に水道料金制度の見直しを行い、一般用については、基本水量 8 m^3 を廃止するとともに口径別料金を採用しました。



4. 施設の見通し

施設の見通しについては、アセットマネジメント手法を取り入れた中長期的な水道施設整備の将来のあるべき姿（めざすべき方向性）を定めた中長期整備計画と短期的（10 年間）に実施すべき内容を定めた短期整備計画で構成する「枚方市水道施設整備基本計画」において示しています。

令和 5 年度に短期整備計画の中間見直しを実施しており、今後は、本計画に基づき、水道施設・管路の更新・耐震化を計画的に進め、災害に強い施設の構築を目指していきます。

5. 組織の見通し

平成 23 年度の下水道事業への地方公営企業法の全部適用に伴い上下水道組織を統合し、下水道業務との整理統合を行ってきました。

また、窓口業務の一部や施設の運転管理業務については、これまでも民間委託を実施し、事務の効率化を図ってきました。

今後は、老朽化施設の更新需要の増大による業務量の増加が見込まれること、また、水道事業に係る業務については専門性が求められることから、将来にわたって技術の継承が重要であると考えています。

そのため、技術的に特殊な上下水道局の業務を幅広く担えるエキスパート職員を長期的視点で育成するため、水道・下水道それぞれの部署だけでなく、両事業間の人事異動や部内のジョブローテーション、専門研修などを活用し、さらなる将来への技術継承を見据えた取り組みを行っていきます。

また、中宮浄水場更新事業の進捗にあわせた浄水場運転管理業務の委託範囲の拡大等により、職員数の減少を見込んでいますが、水道サービスの低下を招くことのないよう、引き続き、効率的・効果的な組織運営に努めていきます。

6. 広域化・広域連携の検討

国において、平成 30 年 12 月に、「広域連携の推進」、「多様な官民連携の推進（コンセッション方式の公の関与の強化など）」等を主な内容とする、水道法の改正がされました。

一方、大阪府では、平成 24 年 3 月に大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）が策定され、その広域化のロードマップにおいては、短期的には業務の共同化を進めながら、中長期的には経営の一本化、事業統合を行い、府域一水道をめざすこととしています。また、令和 5 年 6 月に広域連携等の具体

的取組について記載し、大阪府、市町村及び水道事業体の講ずべき措置を明確化させ、水道の基盤強化の推進を図ることを目的として「大阪府水道基盤強化計画」が策定されました。

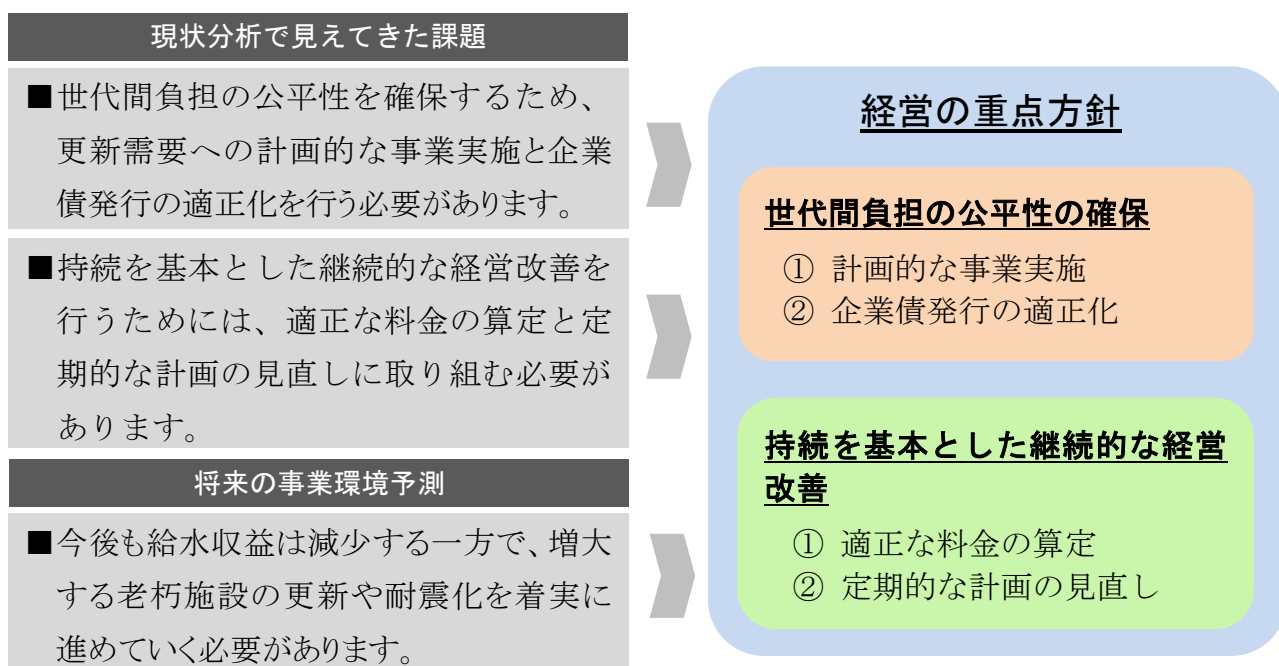
本市においても、これらの動向を注視し、広域化・広域連携について検討を進めていく必要があります。

7. 将来の事業環境の見通しから見えてくる課題

今後も給水収益は減少する一方で、増大する老朽施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要があります。

第7章 経営の重点方針

「経営戦略」における経営の重点方針については、後期計画期間についても引き続き継続するものとし、この重点方針に基づき、持続可能な安定経営に努め、さらなる経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ります。



1. 世代間負担の公平性の確保

(1) 計画的な事業実施

将来世代の負担の増加を抑制するため、「整備基本計画」などの各種計画に基づき事業を実施します。

(2) 企業債発行の適正化

将来の財政運営への影響を抑制するため、企業債の発行にあたっては、後年度への影響を考慮した充当率で借入れを行います。

2. 持続を基本とした継続的な経営改善

(1) 適正な料金の算定

持続可能な水道事業を実現するため、料金については、原価を元に適切に算定するとともに、定期的な見直しを実施します。

（２）定期的な計画の見直し

社会環境の変化に継続的に対応するため、「経営戦略」や「整備基本計画」をはじめとする各種計画については、定期的な見直しを実施します。

第 8 章 投資・財政計画(収支計画)

1. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

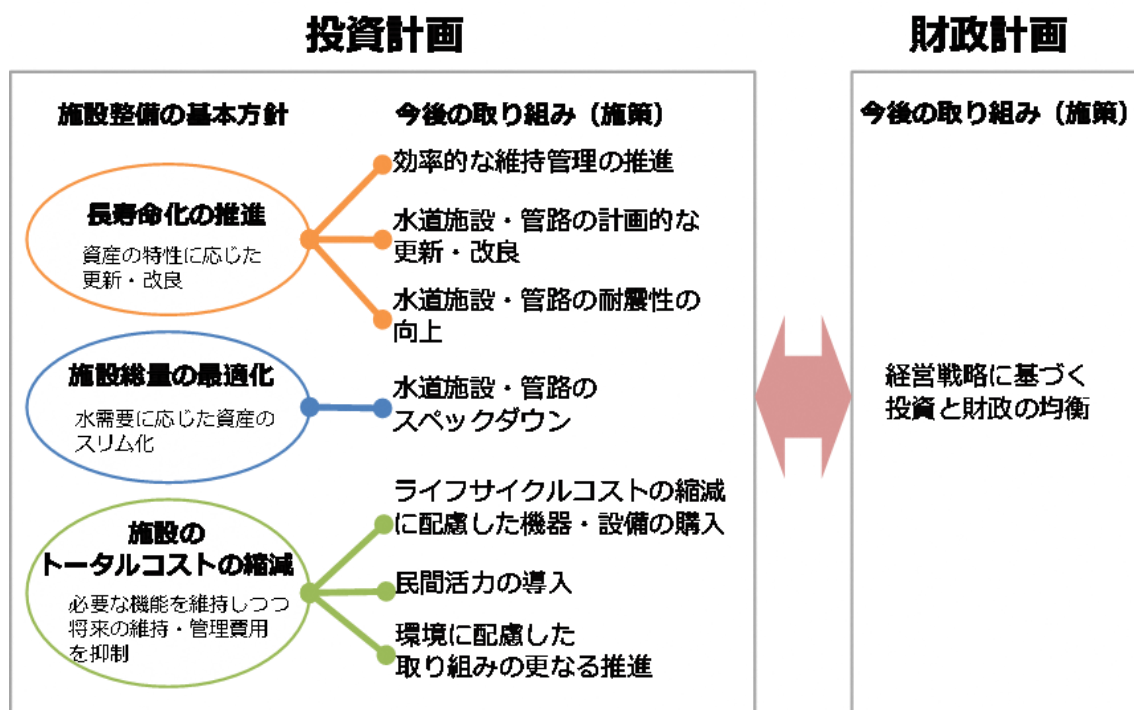
(1) 収支計画のうち投資についての説明

投資の試算については、アセットマネジメントの考え方を導入して策定した「枚方市水道施設整備基本計画」における中間見直し後の「短期整備計画」に基づく取り組みと整合を図り、事業費を算定しています。

短期整備計画は、「整備基本計画」の中長期整備計画(50 年)に対し、重要度や緊急度等を考慮して、平成 31 年度から 10 年間で実施すべき内容を取りまとめた計画で、施設整備の基本方針、取り組み内容(8 つの施策の推進)及び数値目標を掲げています。

短期整備計画(平成 31 年度～令和 10 年度)

水道事業経営戦略



【水道施設・管路整備に対する数値目標】

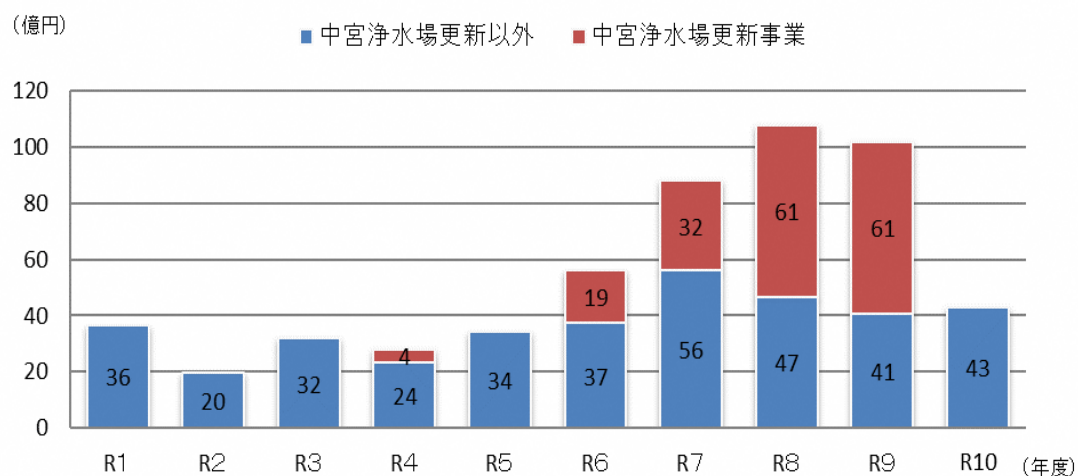
指標名	数値目標 (2028 年度)
配水池耐震化率	79.4%
災害時貯水量	1 人当たり 90L
導水管耐震化率	100.0%
送水管耐震化率	36.9%
配水管耐震化率	28.7%
重要給水施設のうち、最重要と位置づける施設への供給ルート耐震化率	59.6%
鉛製給水管率	11.2%
铸铁管残存率	16.6%

「経営戦略」の計画期間後期（令和 6 年度～令和 10 年度）においては、短期整備計画に基づく事業費として、建設改良事業費は約 397 億円（税込み）を見込んでいます。

投資計画(令和 6 年度～令和 10 年度)

区 分	事業費	内 容
(1) 浄水施設の更新・耐震化	173 億円	中宮浄水場更新事業
(2) 管路の更新	175 億円	重要度などを勘案した優先順位に基づく管路の更新
(3) 配水池の更新・耐震化	18 億円	津田低区配水場、鷹塚山配水場 妙見山配水池
(4) ライフサイクルコストの縮減を考慮した計画的な機器・設備の更新	12 億円	
(5) 事務費	19 億円	
計	397 億円	

建設改良事業費の推移



(2) 収支計画のうち財源についての説明

◆損益勘定留保資金について

損益勘定留保資金とは、減価償却費や資産減耗費などの現金支出を伴わない費用の計上により留保される資金であり、資本的収支の不足を補てんする留保資金の1つです。

この資金を企業債償還金や建設改良費の財源として活用します。

◆国府補助金について

建設改良事業の実施にあたって、補助対象となり得る事業については、国府補助金を優先的に活用します。

◆一般会計繰入金について

水道事業では、公共消防のための消火栓に要する経費（消火栓の設置及び管理に要する経費等）については、法令などにより一般会計で負担することとされており、基準内繰入金として、本収支計画に見込んでいます。

また、本市では福祉施策の一環として、その対象者の基本料金等を減免しており、基準外繰入金として見込んでいます。令和2年度、4年度、5年度に基準外繰入金が大きくなっているのは、コロナ禍における物価高騰等の対策として基本料金等の減免を行ったことによるものです。

一般会計繰入金の推移

(単位:百万円)

年 度	H29年度 決算	H30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算
区 分						
基準内繰入金	43	51	30	32	31	31
基準外繰入金	105	113	106	320	104	1,027
合 計	148	164	136	352	135	1,058

年 度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
区 分						
基準内繰入金	33	299	462	862	862	32
基準外繰入金	747	106	108	108	108	108
合 計	780	405	570	970	970	140

◆企業債について

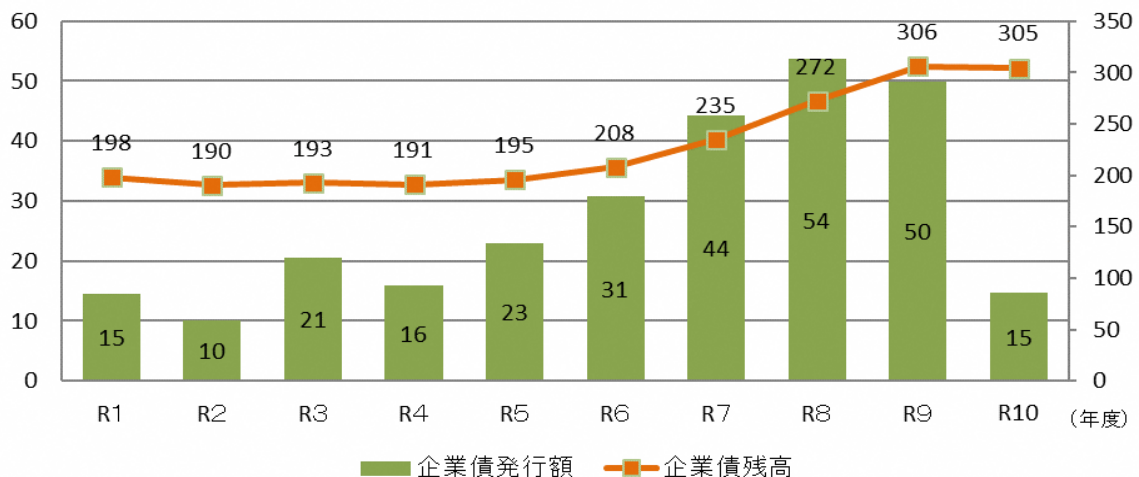
企業債は、償還期間が長期にわたるため次世代へ影響を及ぼすことから、内部留保資金の活用や適切な料金制度を維持することで、企業債の発行抑制に取り組んでいます。

水道事業では、これまで企業債の償還期限は 30 年以内としていましたが、令和 4 年度債からは、減価償却期間に合わせて償還期限を 40 年とする借り入れに変更しました。

また、今回の中間見直しでは、建設改良積立金を中心とした内部留保資金の活用を図ることで、当初計画の令和 10 年度の企業債残高は 360 億円だったものが、見直し後は約 305 億円となり、約 55 億円の発行抑制を予定しています。

(億円)

企業債発行額と企業債現在高の推移



(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆職員給与費について

現在、中宮浄水場の運転を含めた施設管理については、民間委託と直営の併用により行っています。新浄水場稼動を機に民間委託を中心とした運転管理体制を実施することによる人員削減を見込み、本収支計画に反映しています。

◆経費(動力費・修繕費・材料費等)について

経費については、有収水量が減少すると見込んでいるものの、エネルギー価格・物価高騰等の影響を踏まえて、令和4年度決算額に物価上昇分を加味して算出しています。

◆減価償却費について

令和4年度末時点で、減価償却台帳に登録されている償却資産に、今後の更新投資分を加えて算出しています。令和10年度から新浄水場の減価償却が始まることなどにより大きく増加し、令和10年度には約31億円（令和4年度決算額比：8億円・36%増）となる見込みです。

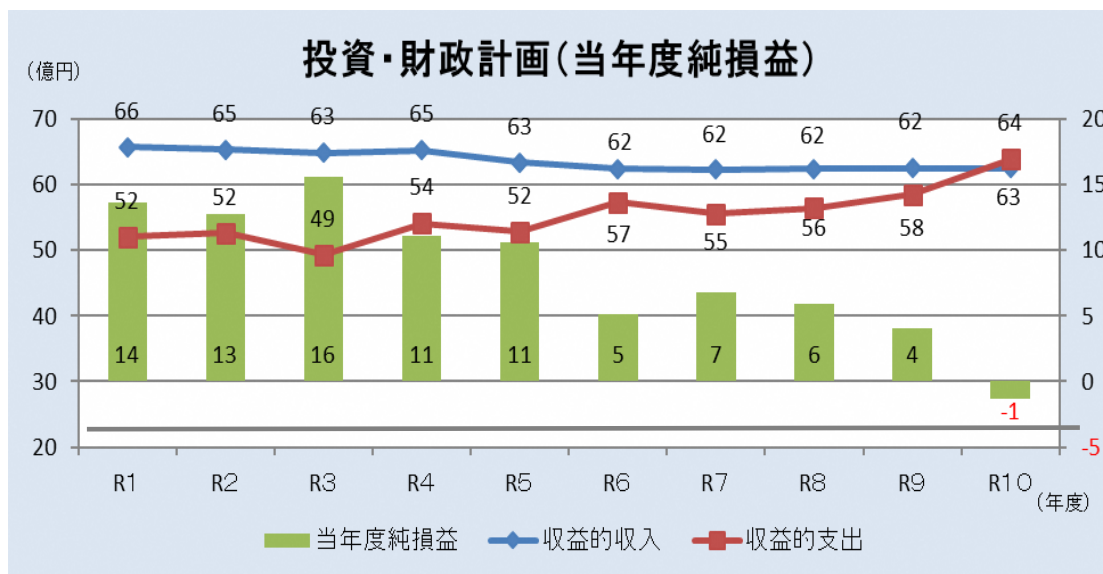
2. 投資・財政計画(収支計画)

収入においては、給水人口は減少するものの、世帯数の増加などにより給水収益が期間を通じて大きな減少がないことから、収入全体では、ほぼ一定で推移すると見込んでいます。

一方、支出においては、減価償却費が令和10年度に大きく増加するなど、支出全体では年々、増加していくものと考えています。

これらのことから、当年度純利益は令和9年度まで減少傾向が続き、令和10年度には純損失となる見通しです。

また、資本的収支不足額に対する補てん可能財源についても、次期計画期間には不足が生じると見込まれることから、適切な総括原価を算定するため、早い時期に令和11年度以降の収支計画の作成に着手します。



水道事業会計 投資・財政計画(収支計画)
収益的収支の推移(税抜き)

		29年度 決算	30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算
収入	営業収益(A)	5,908	5,810	5,701	5,455	5,720	4,791
	うち料金収入	5,808	5,766	5,683	5,402	5,705	4,738
	うち他会計負担金	5	5	3	5	5	4
	営業外収益(B)	959	903	839	1,053	767	1,729
	うち他会計補助金等	143	159	133	348	130	1,054
	うち分担金	233	189	175	205	162	195
	うち長期前受金戻入	527	491	487	458	434	436
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	6,867	6,713	6,540	6,508	6,487	6,520
支出	営業費用(C)	4,980	4,991	4,805	4,837	4,674	5,006
	うち職員給与費	581	621	549	557	613	589
	うち維持管理費	1,545	1,556	1,451	1,581	1,444	1,757
	うち受水費	577	552	486	435	412	399
	うち減価償却費等	2,276	2,262	2,318	2,264	2,205	2,261
	営業外費用(支払利息等)(D)	385	363	347	335	241	264
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	5,365	5,354	5,152	5,172	4,915	5,270
	経常損益 (ウ)	1,502	1,359	1,388	1,336	1,572	1,250
特別損益 (エ)		△ 9	△ 37	△ 20	△ 62	△ 11	△ 137
当年度純利益 (ウ)+(エ)		1,493	1,322	1,368	1,274	1,561	1,113
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		-	-	-	-	-	-

資本的収支の推移(税込み)

		29年度 決算	30年度 決算	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算
収入	企業債	1,505	1,087	1,460	1,007	2,059	1,584
	他会計負担金	0	0	6	4	2	0
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	国府補助金	0	25	35	0	19	45
	貸付金回収	105	1,752	253	254	256	190
	その他(工事負担金等)	232	59	256	199	104	97
	収入計 (ア)	1,842	2,923	2,010	1,464	2,440	1,916
支出	建設改良費	3,408	3,007	3,646	1,960	3,180	2,775
	企業債等償還金	1,566	1,633	1,685	1,752	1,807	1,801
	他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	その他	30	34	39	62	36	38
	支出計 (イ)	5,004	4,674	5,370	3,774	5,023	4,614
収支不足額		3,162	1,751	3,360	2,310	2,583	2,698
上記不足額に補填可能な財源		7,280	7,421	9,155	9,024	9,494	9,766
補填不足額		-	-	-	-	-	-

※補填可能な財源は、建設改良積立金や内部留保資金など。補填財源不足額が「-」は不足していない状態。

(単位: 百万円、税抜き)

		R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
収入	営業収益(A)	4,992	5,521	5,542	5,538	5,541	5,537
	うち料金収入	4,962	5,502	5,524	5,520	5,516	5,512
	うち他会計負担金	9	7	5	5	5	5
	営業外収益(B)	1,348	721	691	701	710	716
	うち他会計補助金等	770	138	135	135	135	135
	うち分担金	177	174	150	150	150	150
	うち長期前受金戻入	366	364	370	379	388	395
	収入計 (ア) [(A)+(B)]	6,340	6,242	6,233	6,239	6,251	6,253
支出	営業費用(C)	5,044	5,512	5,350	5,415	5,566	6,062
	うち職員給与費	606	604	648	559	602	528
	うち維持管理費	1,712	1,973	1,801	1,961	2,091	2,074
	うち受水費	427	413	393	392	391	389
	うち減価償却費等	2,299	2,521	2,507	2,502	2,483	3,071
	営業外費用(支払利息等)(D)	232	211	204	236	282	324
	支出計 (イ) [(C)+(D)]	5,276	5,723	5,554	5,651	5,848	6,386
	経常損益 (ウ)	1,064	519	679	588	403	△ 133
	特別損益 (エ)	△ 8	△ 8	0	0	0	0
	当年度純利益 (ウ)+(エ)	1,056	511	679	588	403	△ 133
	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	-	-	-	-	-	-

(単位: 百万円、税込み)

		R5年度 見込	R6年度 予算	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
収入	企業債	2,301	3,081	4,428	5,381	4,994	1,462
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	他会計出資金	0	260	430	830	830	0
	国府補助金	12	0	462	732	477	274
	貸付金回収	0	0	0	0	0	0
	その他(工事負担金等)	187	178	178	178	178	678
	収入計 (ア)	2,500	3,519	5,498	7,121	6,479	2,414
支出	建設改良費	3,438	5,634	8,802	10,759	10,188	4,290
	企業債等償還金	1,838	1,806	1,736	1,661	1,644	1,595
	他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	その他	589	97	38	38	38	38
	支出計 (イ)	5,865	7,537	10,576	12,458	11,870	5,923
	収支不足額	3,365	4,018	5,078	5,337	5,391	3,509
	上記不足額に補填可能な財源	11,000	10,783	10,907	9,333	7,513	5,229
	補填不足額	-	-	-	-	-	-

3. 収支ギャップ解消に向けた取り組み

本収支計画においては、令和 10 年度が純損失となることから、この状況を改善するため、収入と支出のギャップの解消策として、次の取り組みを行います。

（１）出資金の活用

一般会計出資金は、施設や管路の耐震化などの安全対策事業を実施する場合、その事業費の一部について、一般会計において発行する地方債を原資に、一般会計から公営企業会計に出資するものです。

一般会計からの出資を受けると、公営企業においては、水道料金の抑制を行うことができ、また、一般会計が発行する地方債の償還にあたり、その元利償還金の半分が、地方交付税として国から一般会計に交付されることとなります。

中間見直し後の経営戦略では、中宮浄水場更新事業について、令和 6 年度から令和 9 年度の間に総額 23 億 5,000 万円の出資金を受ける予定です。

（２）水道施設・管路のスペックダウンや性能の検討

今後予測される更新需要の増大や水需要の減少を踏まえ、必要給水量に合わせた施設・管路の規模・性能の適正化が必要です。

施設や管路の更新においては、口径の縮小などのスペックダウンや高効率機器の導入を進めることで、更新需要やライフサイクルコストの削減を図ります。

（３）企業債のあり方の検討

企業債は、長期にわたって償還していくことによる費用の平準化や、施設の建設費をその施設を利用する次世代にも公平に負担していただく観点から、建設改良事業費の国府補助金以外の財源として見込んでいます。

これまで、更新投資を抑制することで、現役世代の負担を減らし将来世代に負担を先送りする一方、企業債充当率を抑制することで、現役世代の負担を増やし将来世代への負担を減らす取り組みを進めてきました。

今後の更新需要の増加に対応するためには、更新投資と企業債充当率のバランスを再検討する必要があることから、将来世代の負担を減らしつつ、水道施設の更新にかかる必要な資金を維持できるよう、適正な企業債の充当率などについて検討していきます。

（４）民間活力の活用

経営健全化の取り組みとして、これまでも民間事業者のノウハウを活かし、より効果的、効率的な事業運営をめざし、民間委託の推進に取り組んできました。今後も、行政の役割と責任を踏まえ、民間活力の活用を図っていきます。

（５）「整備基本計画」及び「経営戦略」の見直し

「投資試算」と「財源試算」を均衡させるために、投資計画においては、今後の水需要の減少に対応した施設規模の適正化や性能の合理化など、投資の合理化を最大限に図る必要があります。

また、財政計画においては、徹底した経営の効率化・健全化に取り組み、財源の確保を図っていきます。

今後、これらの具体的な取り組みの効果を反映するため、各計画を定期的に見直していきます。

（６）事務事業の見直し

その他の経費については、局内において事務事業の見直しを順次行っており、今後も引き続き、経費の抑制に取り組んでいきます。

なお、「経営戦略」の５年ごとの定期的な見直しの際には、具体化した取り組み内容を、本収支計画に反映していきます。

（７）水道料金の改定

中間見直し後の経営戦略の「収支計画」を基に、次の５年間で必要となる総括原価を算定し、現行の水道料金との比較検証などを行います。

その上で、適正な料金水準を見極め、料金改定の要否を定期的（５年ごと）に判断していきます。

第9章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

「経営戦略」の事後検証については、その実施状況を、毎年度の決算に基づいて評価・検証を行いながら、進捗管理を実施します。

また、人口減少や節水機器の普及などの社会環境の変化により、「経営戦略」改定時の状況と実態が大きく乖離することも想定されます。

これらのことに対応するため、「経営戦略」については、5年ごとに定期的な見直しを行うとともに、収支計画の時点修正が必要となった場合などには、定期的な見直しとは別に、臨時的な見直しを行うものとします。

あわせて、「経営戦略」の見直しの翌年度に、水道料金対象経費を算定し、市民の皆さまにお示しした上で、料金改定の必要性を判断するサイクルを継続していきます。

主な経営指標

指 標	令和4年度実績	令和10年度見込
経常収支比率	123.71%	97.92%
料金回収率	98.75%	92.12%
流動比率	340.83%	125.24%
企業債残高対 給水収益比率	402.77%	552.48%

用語解説

あ

○アセットマネジメント

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

○一般会計繰入金

一般会計から、水道や下水道事業など他会計に繰り出される金額のこと。

国が定める繰出基準に基づく「基準内繰入金」は他会計負担金、地方公共団体が独自に定める「基準外繰入金」は他会計補助金で整理される。

○応急給水拠点

地震など災害時に配水施設の事故などにより、各家庭などに給水できなくなった場合に、給水車、給水タンクでの運搬、ポリ容器等への注水を行うなどの給水活動を行う拠点のこと。

○大口利用者の地下水転換

企業など使用水量の多い水道使用者が、法律や条例に基づき、独自で地下水採取を行い、日常の水利用を水道水から地下水へ転換すること。

○大阪広域水道企業団

府域水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応し、市町村との連携拡大や広域化により効率的な事業運営を行うため、大阪府が中心となって、大阪市を除く府内 42 市町村で一部事務組合を設立し、平成 23 年度から旧大阪府水道部の事業を継承・実施している。

か

○企業債

公営企業が行う建設改良事業などの財源として、国や金融機関等から借り入れる資金のこと。なお、その償還費は当該施設を用いて得られる料金により回収することとされている。

○基本水量（基本料金制）

基本料金に付与される水量のことで、その範囲内では実使用量に関係なく、料金は定額である。これは、公衆衛生の向上の観点から生活上必要な水使用を促すことを目的としている。

また、基本水量に応じていただく基本料金は、水道事業費用のうち、検針や料金徴収費など固定的にかかる経費を賄うためのもの。

○緊急遮断弁

配水池に設置され、地震等が発生して配水管が破損した場合に、自動的に緊急閉止し、通水を止めることができるバルブ。

それにより、配水池からの水の流出を防ぎ、配水池内の水道水を供給できるもの。

○経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、投資試算（施設・設備投資の見通し）等の支出と財源試算（財源の見通し）を均衡させた「投資・財政計画」（収支計画）を中心として、効率化・経営健全化のための取り組み方針などを示すもの。

○減価償却

企業が所有する機械、建物など固定資産の価値は、その耐用年数に応じて減少していくが、その減少する価値分を費用として計上する会計処理のこと。

○建設改良積立金

将来の更新投資等を含む設備投資や、発生するリスクのための積立金のこと。

○建設改良費

資本的支出として計上される固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費のこと。

具体的には、固定資産の購入、建設はもちろんのこと、増築・増設に要する経費である。ただし、修繕・維持に要する経費は建設改良費には含まれない。

○公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部が当然に適用される事業及び条例によって、その全部または一部を適用している事業の会計をいい、民間企業と同様に、発生主義に基づき複式簿記等により経理されるもの。

○口径別料金

基本料金や従量料金の两部分に各利用者の給水管の口径などの大小、もしくは使用水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系のこと。

○コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式。

さ

○自己水

自らの浄水場（中宮浄水場）で作った水のこと。

○資本的収支

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出を計上する。

資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本的収入が資本的支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補てん財源で補てんするものとされている。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

なお、発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用も含まれる。

○充当率

建設改良事業の財源として、国庫補助金などの特定財源を除いた地方負担額に対して、企業債を充当する際の割合のこと。

毎年、総務省が策定する起債許可方針によって各種事業における地方（企業）債ごとに示される。

○従量料金

水道水の実使用量に応じて、1 m³あたりいくらかとして徴収される料金のこと。

○受水

水道事業者が、水道用水供給事業者から浄水（水道用水）の供給を受けること。

本市では、全給水量のうち、9割弱を自己水で、残りを大阪広域水道企業団から受水しています。

○水利権

特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利のこと。

なお、水利権には、河川法第23条の規定による許可水利権と、旧河川法施行以前からある慣行水利権がある。

○全部適用

地方公営企業法は全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、地方公営企業法の規定に基づき、法の全部の規定が当然に適用される事業（当然適用事業）と条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができる（任意適用事業）がある。

法適用企業の中にも、総則・雑則及び組織・財務・職員に関する条項の全部を適用する方法（全部適用）と総則・雑則及び財務のみを適用する方法（一部適用）がある。

なお、地方公営企業が弾力的かつ機動的に経営を行っていくことを念頭に置いた場合、財務規定の適用にとどまらず、全部適用が望ましいと考えられる。

○総括原価方式

料金算定期間における料金対象経費で、事業が効率的に行われた場合に要する総費用に、適正な事業報酬を加えた総括原価が、総収入と見合うように料金を設定するという公共料金の典型的な料金設定方法のこと。

○総合計画

総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定する市の最上位計画のこと。

○送水管

浄水場から配水池などに浄水を送る管路のこと。

た

○耐震継手

地震時の地盤変位などに対して、管の継手部分に伸縮性を持たせることによって、地震による変位を吸収する継手（管と管の接合、管とパルプ類の接合など、管路に欠くことのできない材料）のこと。

○長期前受金戻入

償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等について、「長期前受金」として負債に計上した上で、減価償却見合い分を収益化したもの。

○逦増従量料金

水道使用量の増加に伴って従量料金（使用量に応じて課金される料金）単価が高額となる料金体系のこと。

○導水管

取水施設で取り入れた原水を浄水場まで導く管路のこと。

な

○内部留保資金

減価償却費などの現金の支出を伴わない経費により蓄積された損益勘定留保資金や積立金などの利益剰余金で、企業内部に留保されている資金のことをいいます。

は

○配水管

浄水を、安全かつ円滑に水道利用者に供給する管路のこと。

○配水量

配水池などから配水管に送り出された水量のことで、有収水量をはじめ、水道用水として供給した水量のすべてをいう。(ただし、緊急時の受水は含めません。)

○表流水

河川の表面を流れる水。河川の流水。

○分水

家庭や工場などへの給水を担う水道事業者が、別の水道事業者へ水を分けること。本市では、寝屋川市、八幡市、交野市から分水を受けている。

ま

○水需要

市民生活や企業活動を行う上で必要とする水の量、あるいは、水道水として供給が求められている水の量のこと。

や

○有収水量

料金徴収（他会計等からの収入分も含む）の対象となった水量のこと。

その内訳は、料金水量、他水道事業への分水量のほか、福祉減免など料金として徴収しないが、一般会計からの補助金として収入がある水量。

発行年月 令和6（2024）年3月 改定

発行 枚方市上下水道局

〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町 20-3

Tel 072-848-4199（代表）

FAX 072-848-6508

編集 経営戦略室

枚方市上下水道局